

松田みどり改良住宅12～14号棟及び 松田市営住宅1号棟下水道接続工事

図面番号	図 面 名 称	縮 尺
M－00	表紙・図面目次	no scale
M－01	特記仕様書（1）	no scale
M－02	特記仕様書（2）	no scale
M－03	付近見取図・配置図・凡例・工事概要	no scale・1/100
M－04	1号棟平面詳細図（現況・撤去図）	1/50
M－05	1号棟平面詳細図（改修図）	1/50
M－06	1号棟改修詳細図（現況・撤去・改修図）	no scale
M－07	12号棟平面詳細図（現況・撤去図）	1/50
M－08	12号棟平面詳細図（改修図）	1/50
M－09	12号棟改修詳細図（現況・撤去・改修図）	1/50
M－10	13号棟平面詳細図（現況・撤去図）	1/50
M－11	13号棟平面詳細図（改修図）	1/50
M－12	13号棟改修詳細図（現況・撤去・改修図）	1/50
M－13	14号棟平面詳細図（現況・撤去図）	1/50
M－14	14号棟平面詳細図（改修図）	1/50
M－15	14号棟改修詳細図（現況・撤去・改修図）	1/50

松田みどり改良住宅12～14号棟及び松田市営住宅1号棟下水道接続工事										特記仕様書	
Ⅰ 工 事 概 要											
1. 工事場所 高知市朝倉甲585番地、高知市朝倉甲557番地8											
2. 建物概要											
建物名称		構造	階数	建築基準法に基づく		消防法施行令		都市計法に基づく		備考	
				延べ面積 主要用途		別表第一		用途地域			
松田みどり改良住宅		RC	2階								
松田市営住宅		RC	2階								
3. 工事種目											
松田みどり改良住宅12～14号棟 (23～28号室)				松田市営住宅1号棟							
衛生器具設備		一式	撤去工事		一式	排水設備		一式			
給水設備		一式	撤去工事		一式	撤去工事		一式			
排水設備		一式				撤去工事		一式			
4. 関連工事等											
・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 衛生設備工事 ・ 空調設備工事 ・ 補修工事 ・ 外構工事 ・ 解体工事											
5. 概成工期 ・ 完成期限の（ ）日前											
6. 部分使用（工事請負契約書第34条第1項）											
Ⅱ 設 備 工 事 仕 様											
1. 特記仕様											
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。											
2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。											
3) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。											
4) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。											
5) 特記事項に記載の〈 〉内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。											
2. 適用基準等											
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の以下による。											
※ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版 ※ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版											
※ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版											
※ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和4年版											
※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版											
給水外線工事については、高知市水道局発行の「給水装置工事施工要綱」による。											
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について											
・ 発注者指定型 ○ 受注者希望型											
本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要綱（営繕工事編）による。											
(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukuhutsuka.html)											
・ 対象外（理由： ）											
項 目		特 記 事 項									
一般共通事項											
① 官公署その他への手続き											
工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については発注者が負担する。		(1.1.3) [1.1.3]									
・ 給水装置新設分損金											
② 工事実績情報サービス（CORINS）への登録（請求金額500万円以上）（受注、変更、完成時）											
登録の手続きについては、（一財）日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約」による。		(1.1.4) [1.1.4]									
③ 書類の書式等											
工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。		(1.1.5) [1.1.5]									
4 総合工程表											
原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。		(1.2.1) [1.2.1]									
5 総合図											
工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承認を受ける。		(1.2.3) [1.2.3]									
⑥ 施工図等の取扱い											
施工図等の内、監督職員の承認を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。施工図等の著作権に関わる当該建物に属する使用権は、発注者に移譲するものとする。		(1.2.3) [1.2.3]									
⑦ 工事日誌											
週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。また、半月ごとに出来高を当初計画と共に記入し、月末には実施工程表を添付する。電子印鑑の使用及び電子メールによる提出も可とする。		(1.2.4) [1.2.4]									
⑧ 工事写真											
工事写真は1版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。（A4版合紙）撮影方法は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要綱（令和5年版）・同解説 工事写真の撮り方 建築編」による。デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承認を受ける。なお、実施については、国営建設第14号（令和5年3月1日付）「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」による。		(1.2.4) [1.2.4]									
⑨ 下請負者の報告											
各下請負者については、下請負契約前に「下請施工予定報告書」にて監督職員に報告する。											
10 電気保安技術者											
適用する		(1.3.2) [1.3.2]									
⑪ 施工条件											
施工日及び施工時間		※ (1.3.3)、[1.3.3] (1) による。									
工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所		※ 仮囲内 ○ 図示									
その他の施工条件		・ 12月27日から1月4日の期間は宅内のトイレが使用可能な状態とすること。									
⑫ 工事の保険											
工事請負契約後、速やかに工目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事竣工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。											
⑬ 契約保証											
※ 金銭的保証方式											
⑭ 前払金支出割合区分補正											
・ 有 ○ 無											
15 交通誘導警備員											
交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。											

項 目		特 記 事 項	
16 統括安全衛生管理義務者の指名		配置人員の資格	
⑰ 発生材の処理		・ 1名以上／1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者（1級又は2級）を配置する工事。 ※ 交通誘導に関し、1名以上／1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。	
		資 格 資 格 要 件 配置人数	
		1、2級交通誘導警備 検定合格者 交通誘導警備員 交通誘導警備員に關して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認めたもの 警備業法における指定講習を受講したものの 人	
		交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育（警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務）を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上であるもの（交通誘導警備員B） 人	
		なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。 また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。	
		労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。 (1.3.5) [1.3.5]	
		産業廃棄物の選搬、処分等については、(1.3.9)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。産業廃棄物の選搬或いは処分を他業者に委託する場合は、本工事についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立金を受けた上で承認を得る。（貯蓄・保管についても同様とする。） 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）施行令に基づき車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期限内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出しなければならない。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期限内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期限内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出しなければならない。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。	
		・ 引き渡しを要するもの（ ） ・ 現場再利用を図るもの（ ） ※ 再生資源化を図るもの（ ※ コンクリート ※ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※ 木材 ※ アスファルトコンクリート ）	
		※ 有価物処理を図るもの（ ※ 金属 ） 有価物処理の完了を証明できる書類を提出する。 ・ 特別管理産業廃棄物の処理方法（ ・ PCB使用機器 ） PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。 ・ フロン類の回収・破壊を図るもの（ ・ 業務用エアコンディショナー ・ 冷蔵冷凍機器 ） フロン排出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。 ・ 特殊な建設副産物（ ・ 六ふっ化硫黄ガス ・ イオン化式硫黄知照 ） 開閉室に含まれる六ふっ化硫黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。 イオン化式硫黄知照は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。	
		＜せつこうボードの処理方法＞ ひ素・カドミウム含有せつこうボードの処理 ※ 管理型最終処分場で埋立処分 ・ 製造業者に処分を委託 石綿含有及びひ素・カドミウム含有せつこうボード以外のせつこうボードの処理 ・ 管理型最終処分場で埋立処分 ・ 再資源化施設で再資源化 (1.3.9) [5.1.1]	
		再生資源利用（促進）計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム（コプリス・プラス）により作成し、提出は以下による。 a) コプリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://fkplus.jaic.or.jp/)より、利用申請を行う事ができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式1）を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式2）を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用（促進）計画書（現場提示様式）を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。	
		事前調査範囲 ※ 改修範囲 <6.1.3> 貸与資料 ※ 有 ・ 既存の設計図書) ・ 無 分析調査 ※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 <6.1.3> ・ 行う（調査材料使用部位 調査材料名 検体数) ※ 定性分析 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。	
		※ 別契約の受注者にて実施 濃度測定に際し、当該工事関係者とともに実施日等の調整を図り、協力すること。 ・ 本工事にて実施 化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける通報等の資料を監督職員に提出すること。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。 測定方法 ※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ パラジクロロベンゼン 測定箇所（ ）箇所 測定時期 ※ 完成前 ・ 着手前 測定対象室（ ） (1.5.8) [1.6.9]	
		「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。 (1.4.1) [1.4.1]	
		本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。（順不同）また、「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。ただし、同等とする場合は、監督職員の承認を受ける。 (1.4.2) [1.4.2]	

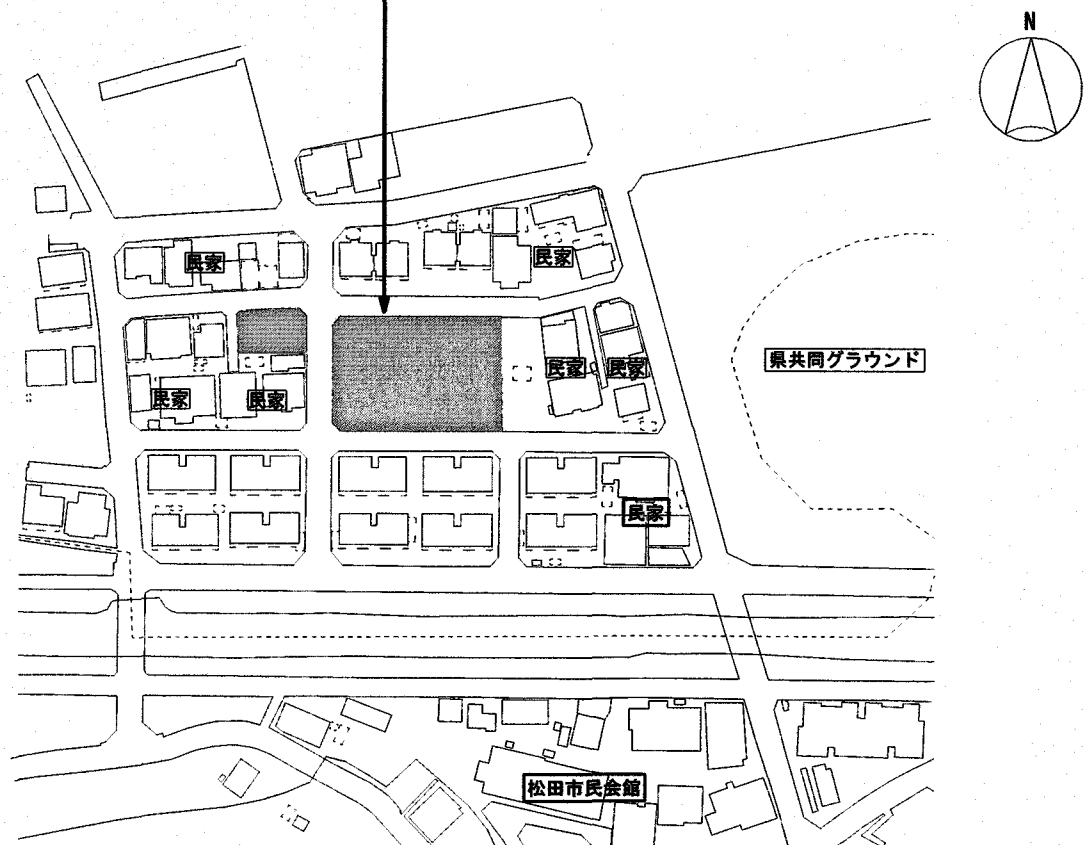
項 目		特 記 事 項	
23 特別な材料の工法		公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承認を受けて当該材料製造所の指定する工法による。	
24 技能士の適用		本工事に該当する工事項目に応じて、下記項目の技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 a) 配管施工（配管工事） b) 熱絶縁施工（保温工事） c) 建築板金施工（ダクト製作及び取付） d) 冷凍空調調機搬入工事 (1.5.2) [1.6.2]	
25 完成時の提出物		公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。 (1.7.1) [1.8.2] 機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。 a) 黒板紙金文字製本（A4版） 1部 ※ 要 ・ 不要 （完成図、官公庁届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。） b) 完成図2ツ折リ製本（A3版） 1部 ・ 要 ○ 不要 c) CADデータ（図面1枚につき1ファイル） 1部 ※ 要 ・ 不要 d) PDFデータ（全図面を1ファイル） 1部 ※ 要 ・ 不要 e) 建築物等の利用に関する説明書（説明書（A4版）、電子データ） 1部 ・ 要 ○ 不要 f) 工具類（ ・ 銼鉄置フック ・ 制水弁ハンドル ・ 掃障口ハンドル ・ ）	
26 建築物等の利用に関する説明書		作成に当たっては、別契約の関連工事にかかわる説明書と内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引及び作成例」を参考とする。（ http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.html ） 完成図書に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設管理者に別途1部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記載事項を更新することで当該説明書の作成に替えることができるものとする。 (1.7.3) [1.8.4]	
27 取扱い説明		完成時の提出図書（建築物等の利用に関する説明書を求める場合はこれを含む）を用いて、施設管理者及び使用者に取扱い説明を行う。取扱い説明の日程は、原則として工事目的物の引渡し前とし、監督職員及び施設管理者との協議の上決定する。 (1.7.3) [1.8.4]	
28 不当要求等への対応		暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。	
29 不正経油の使用の禁止		a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正経油を使用してはならない。 不正経油とは、地方税法第144条の32の規定による最知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。 1) 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混合したもの 2) 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混合して製造されたもの 3) 自動車等の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、水素等） b) 受注者は、泵が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。	
30 消防計画		工事着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承認を得て届出を行う。	
31 工事用水・電力		構内既存の施設（用水） ○ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償 ） ※ 利用できない 構内既存の施設（電力） ○ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償 ） ※ 利用できない 構内既存の施設を利用し、無償の場合はa)～e)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用し、有償の場合は上記a)～e)にd)～e)を加える。 d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則として、既設設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四面電力送配電網などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。	
32 仮囲い		※ 別契約工事 ・ 図示	
33 砂利地盤		原則として再生クラッシュランを使用する。	
34 保護砂		原則として再生砂を使用する。 その場合、六価クロム抽出試験を行い、環境基準に適合すること（0.06mg／l以下）を確認し監督職員に提出すること。	
35 埋戻し		※ 捌削良質土 ・ 砕石	
36 施設発生土の処理		※ 構外搬出適切な処理（搬出前に建設発生土の受入証明及び法令による許可書等を提出する） ・ 構内指示の場所に敷き均し ・ 構内指示の場所にたい積 ・ 構外指示の場所に処分（搬出調査等を提出する） 受入れ施設名： 受入れ場所： 構外の場合、搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 500m3以上を構外搬出適切な処理する場合は環境結果表を作成し、再生資源利用計画の添付資料とする。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/kensetsuhasseido-hansetsutakaki.html)	
37 電気主任技術者への報告		電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要な書類・図面等の提出について指示に従う。	
38 工事特性等		受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に実施内容を所定の様式で監督職員に提出すること。また、施設設、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出すること。	

工 事 名		価	係 長	課長補佐	課 長	図 面 番 号
高知市 都市建設部 公共建築課		水関	戸田	中村	松本	M - 01
松田みどり改良住宅12～14号棟及び松田市営住宅1号棟下水道接続工事						
図 面 名 特記仕様書（1）		更新日	2025. 10. 1	作 図	年 月 日	

項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項																																																																																																																																																																																					
機械設備特記事項																																																																																																																																																																																															
① 補綴その他		※ 配管表記 (1.1.7.4準拠) [1.1.8.5準拠] a) 機械室・ビット・P S内・天井点検口・配管分岐場所には必ず表記する。 b) 表記内容は、流体・サイズ・系統名とし、場所・向き・文字サイズ等事前協議決定後に施工する。 c) 配管の識別は、原則としてJ I S Z 9 1 0 2によるものとし、識別方法・色合いは監督職員の指示による。 ※ 機器表記（該当する主要機器は事前に確認する。） a) 設計記号の付いている主要機器には、カッティングシート等にて表記（管理番号・室名・設置年月等）を行う。 b) パッケージエアコン等の空調機は、室内機だけでなく室外機にも表記を行う。 c) 水中に設置する各種主要機器類は銘板（製造社名・製造年月・型番・性能等）を盤付近にも設ける。 ※ 弁には、開閉等を記入したアクリル札を取付け、風で飛んだり騒音を立てないように固定するか、表示方法を協議する。 ※ 埋設弁ボックスには、内部に系統名・管サイズ・設置年月を書いたアクリル札を入れる。 ※ 埋設弁ボックスの蓋は、流体の行き先側に蓋の付根を向ける。 ※ 排水以外の屋外埋設管には、曲がり・分岐部・その他埋設管の位置が確認できるように地中埋設標を設ける。 ※ 排水以外の屋外埋設管の埋戻し時には、G L－1 5 0 mm程度に埋設表示用アルミテープを埋設する。 本工事に該当する工事種目に応じて、下記項目の総合調整を行い、計画書及び報告書を監督職員に提出する。 a) 風量調整 b) 水量・水圧調整 c) 室内外空気の温度度の測定 d) 騒音の測定 e) 室内気流及びじんあいの測定 f) 飲料水の水量の測定 なお、季節により運転条件が異なる、使用開始から定常状態に入るまでに時間を要する等の理由により、工期内の測定完了が不可能な調整項目の対応については、監督職員との協議による。(2.1.3.3準拠) [2.1.3.3準拠]		11 メカニカル継手 ※ メカニカル継手は伸縮可とう・離脱防止性能を有し、内外面エポキシ粉体塗装を施したものとす。 ※ 改修工事等で鋼管類（ライニング鋼管）を切断して、やむを得ずメカニカル継手を使用する場合には、切断部の防錆処理として、J A W W A K 1 3 5規格適合品にて処置する。 ※ 原則として下図に従う。詳細は国土交通省仕様による。(2.2.6.3準拠) [2.2.4.3準拠]		<table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="10">横走り管の吊り及び係れ止め最大支持間隔</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th colspan="10">呼び径</th></tr><tr><th colspan="2">分類</th><th>15</th><th>20</th><th>25</th><th>32</th><th>40</th><th>50</th><th>65</th><th>80</th><th>100</th><th>125</th><th>150</th><th>200</th><th>250</th><th>300</th></tr><tr><td rowspan="2">吊り金物による吊り</td><td>鋼管等</td><td colspan="5">2.0m</td><td colspan="10">3.0m</td></tr><tr><td>ビニル管等</td><td colspan="5">1.0m</td><td colspan="10">2.0m</td></tr><tr><td rowspan="2">形鋼係れ止め支持</td><td>鋼管等</td><td colspan="5">—</td><td colspan="5">8.0m</td><td colspan="5">12m</td></tr><tr><td>ビニル管等</td><td colspan="2">—</td><td colspan="3">6.0m</td><td colspan="5">8.0m</td><td colspan="5">12m</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">立て管の固定及び係れ止め箇所</th></tr><tr><td>固定</td><td>鋼管等</td><td>最下階の床又は最上階の床</td></tr><tr><td rowspan="2">形鋼係れ止め支持</td><td>鋼管等</td><td>各階1箇所</td></tr><tr><td>ビニル管等</td><td>各階1箇所</td></tr></table> ※ 国土交通省仕様どおり吊り配管等を施工しても、他の資材配管等と干渉する場合は係止めを適宜設ける。 ※ 屋外等で吊り金物による施工ができない場合には、プラケット等にて配管及び配管付属品を支持し、配管荷重による管の移動を抑える。 ※ 契約量水器までの埋設給水管及び埋設ガス管は管の周囲1 0 0 mm程度に保護砂を入れる。 ※ 契約量水器以降の埋設給水管及び埋設消火管は簡易保温箇で巻く。 ※ 排水管は管が移動しないように中心程度まで埋戻す。ただし、土圧及び上載荷重が管きよの耐荷重を超える場合は、遮断用砂で巻立て、外圧に対して管きよを保護する。(2.2.7.1準拠) [2.2.5.1準拠] [下水道排水設備指針と解説] 管の地中埋設深さは、原則として車両道路では管の上端より6 0 0 mm以上、それ以外では3 0 0 mm以上とする。ただし、寒冷地では凍結深度以上とする。(2.2.7.2) [2.2.5.2] ※ 鋼管、鉛管のコンクリート内配管にはプラスチックテープ1ノ2重ね1回巻きとする。(2.2.7.3準拠) [2.2.5.3準拠] ※ 地中に埋設する鋼鉄管・鋼鉄異形管・メカニカル継手・特殊継手類にはポリエチレンスリーブ等の被覆を施すこと。 [給水装置工事施工要領]				横走り管の吊り及び係れ止め最大支持間隔												呼び径										分類		15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300	吊り金物による吊り	鋼管等	2.0m					3.0m										ビニル管等	1.0m					2.0m										形鋼係れ止め支持	鋼管等	—					8.0m					12m					ビニル管等	—		6.0m			8.0m					12m					立て管の固定及び係れ止め箇所		固定	鋼管等	最下階の床又は最上階の床	形鋼係れ止め支持	鋼管等	各階1箇所	ビニル管等	各階1箇所	② 斜 25 防振施工 26 転倒・落下・傾き防止 27 特定天井への対応 28 耐震施工		b) 維持管理を管理業者に引継ぐ場合は、直前に水質検査（BOD・SS・PH・大腸菌・塩素イオン）を行い、そのコピーを管理業者、施設管理者、監督職員に渡し、設計・施工・現況の注意事項を申し送ること。 ※ 見えやすい場所に、型式・施工者名・設置年月・処理能力・放流水質を記入した銘板を設置する。 ※ コンクリート製の斜（工場製作品）には、仕上がり5 0 mm程度に砂利又は砂等で基礎を施す。 ※ プラスチック製の斜には、コンクリート製または既製の複合材製による基礎を施す。 ※ 舗装面に設置されない斜の蓋は、周囲をモルタル等（厚さ1 0 0 mm程度）により保護する。 [下水道排水設備指針と解説準拠] ※ 機器の振動が建物に影響を及ぼすおそれのあるものは、適切な防振措置を施す。 ※ 電動機等により振動を生じる機器及び配管の固定部にはダブルナットやストッパーボルト等により締め・脱落防止措置を施す。ナットは、アイマークにより締付けが確認できるようにし、ナットに対するボルトの余長は3山以上を標準とする。 [公共建築設備工事標準準則（機械設備工事編）準拠] ※ 床又は壁に設置の機器で重量が大きく重心位置が比較的高い機器については転倒防止措置を施す。 ※ 天吊り機器には係止め用形鋼架台や斜材を用いる等して落下・傾き防止措置を適切に施す。 ※ 天吊り機器と吊り金物との接続箇所毎に防振装置を設ける。 [建築設備検査資格者講習テキスト準拠] 天吊り機器等の施工方法は、「建築物における天井脱落対策に係る技術基準」に適合すること。																																																																	
		横走り管の吊り及び係れ止め最大支持間隔																																																																																																																																																																																													
		呼び径																																																																																																																																																																																													
分類		15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300																																																																																																																																																																																
吊り金物による吊り	鋼管等	2.0m					3.0m																																																																																																																																																																																								
	ビニル管等	1.0m					2.0m																																																																																																																																																																																								
形鋼係れ止め支持	鋼管等	—					8.0m					12m																																																																																																																																																																																			
	ビニル管等	—		6.0m			8.0m					12m																																																																																																																																																																																			
立て管の固定及び係れ止め箇所																																																																																																																																																																																															
固定	鋼管等	最下階の床又は最上階の床																																																																																																																																																																																													
形鋼係れ止め支持	鋼管等	各階1箇所																																																																																																																																																																																													
	ビニル管等	各階1箇所																																																																																																																																																																																													
② 総合調整				13 埋設管の保護 14 埋設深さ 15 防食措置 16 保温工事		※ 国土交通省仕様どおり吊り配管等を施工しても、他の資材配管等と干渉する場合は係止めを適宜設ける。 ※ 屋外等で吊り金物による施工ができない場合には、プラケット等にて配管及び配管付属品を支持し、配管荷重による管の移動を抑える。 ※ 契約量水器までの埋設給水管及び埋設ガス管は管の周囲1 0 0 mm程度に保護砂を入れる。 ※ 契約量水器以降の埋設給水管及び埋設消火管は簡易保温箇で巻く。 ※ 排水管は管が移動しないように中心程度まで埋戻す。ただし、土圧及び上載荷重が管きよの耐荷重を超える場合は、遮断用砂で巻立て、外圧に対して管きよを保護する。(2.2.7.1準拠) [2.2.5.1準拠] [下水道排水設備指針と解説] 管の地中埋設深さは、原則として車両道路では管の上端より6 0 0 mm以上、それ以外では3 0 0 mm以上とする。ただし、寒冷地では凍結深度以上とする。(2.2.7.2) [2.2.5.2] ※ 鋼管、鉛管のコンクリート内配管にはプラスチックテープ1ノ2重ね1回巻きとする。(2.2.7.3準拠) [2.2.5.3準拠] ※ 地中に埋設する鋼鉄管・鋼鉄異形管・メカニカル継手・特殊継手類にはポリエチレンスリーブ等の被覆を施すこと。 [給水装置工事施工要領]		29 別途工事 30 支給品		施設の種類 ・ 特定の施設 ・ 一般の施設 地域係数 1.0 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1ノ2 重要機器 防災機器 火を使用する機器 タンク類 消火設備機器 （ ）内の数値は防振支持の機器の場合、[] 内の数値は水種類の場合に適用する。																																																																																																																																																																																					
③ 配管材料		<table><tr><th colspan="2">配管の種類</th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th></tr><tr><th>工種</th><th>場所</th><th>屋内露出</th><th>天井P S内</th><th>床下暗渠内</th><th>屋外露出</th><th>屋外埋設</th><th colspan="10">備 考</th></tr><tr><td>給 水</td><td>(3)</td><td>(3)</td><td>(3)</td><td>(3)</td><td>(3)</td><td>(16)</td><td colspan="10">(15) :125A以上はVU</td></tr><tr><td>排水・通風</td><td>(22)</td><td>(13)</td><td>(13)</td><td>(13)</td><td>(22)</td><td>(15)</td><td colspan="10"></td></tr><tr><td>給 湯</td><td>(9)</td><td>(9)</td><td>(9)</td><td>(9)</td><td>(9)</td><td>(17)</td><td colspan="10"></td></tr><tr><td>消 火</td><td>(6)</td><td>(6)</td><td>(6)</td><td>(6)</td><td>(6)</td><td>(19)</td><td colspan="10"></td></tr><tr><td>ガ ス</td><td>(20)</td><td>(20)</td><td>(20)</td><td>(20)</td><td>(20)</td><td>(21)</td><td colspan="10"></td></tr><tr><td>冷 媒</td><td>(10)</td><td>(10)</td><td>(10)</td><td>(10)</td><td>(10)</td><td>-</td><td colspan="10"></td></tr><tr><td>機器ドレン</td><td>(23)</td><td>(23)</td><td>(23)</td><td>(23)</td><td>(23)</td><td>(18)</td><td colspan="10"></td></tr><tr><td>冷 温 水</td><td>(2)</td><td>(2)</td><td>(2)</td><td>(2)</td><td>(2)</td><td>-</td><td colspan="10"></td></tr><tr><td>冷 却 水</td><td>(2)</td><td>(2)</td><td>(2)</td><td>(2)</td><td>(2)</td><td>-</td><td colspan="10"></td></tr></table> (1) 配管用炭素鋼管(SGP黒管:JIS G 3452) (2) 配管用炭素鋼管(SGP白管:JIS G 3452) (3) 水道用硬質塩化ビニル管(鋼管(SGP-VB:JWWA K 116) (4) 水道用硬質塩化ビニル管(鋼管(SGP-VD:JWWA K 116) (5) 水道用耐熱性硬質塩化ビニル管(鋼管(SGP-HVA:JWWA K 140) (6) 消火用硬質塩化ビニル管被覆鋼管(SGP-VS:WSP 041) (7) 排水用硬質塩化ビニル管(鋼管(D-VA:WSP 042) (8) 配管用ステンレス鋼管(SUS 304 TP-A:JIS G 3459) (9) 一般配管用ステンレス鋼管(SUS 304 TPD:JIS G 3448) (10) 断熱材被覆鋼管(JGDA 0009) (11) 水道用鋼管(リフレックス管(JIS K 6787) (12) 水道用(リフレックス二層管(JIS K 6762) (13) 耐火二層管(内管VP) (14) 硬質塩化ビニル管(VP:JIS K 6742) (15) 硬質塩化ビニル管(VP-VU:JIS K 6741) (16) 耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HIVP:JIS K 6742) (17) 耐熱性硬質塩化ビニル管(HT:JIS K 6776) (18) 水道配水用(リフレックス管(JWWA K 144) ・ 建築設備用高密度(リフレックス管 (19) 消火用(リフレックス管 (20) ガス用硬質塩化ビニル管被覆鋼管 (21) ガス用(リフレックス管(JIS K 6774) (22) 硬質塩化ビニル管(鋼管(JIS K 6741) (23) 保温材付空調用(リフレックス管(JIS C 8430準拠・JIS K 6741)		配管の種類																工種	場所	屋内露出	天井P S内	床下暗渠内	屋外露出	屋外埋設	備 考										給 水	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(16)	(15) :125A以上はVU										排水・通風	(22)	(13)	(13)	(13)	(22)	(15)											給 湯	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(17)											消 火	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(19)											ガ ス	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(21)											冷 媒	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	-											機器ドレン	(23)	(23)	(23)	(23)	(23)	(18)											冷 温 水	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	-											冷 却 水	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	-											設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。(2.2.1.2準拠) [2.2.1.1準拠]	
配管の種類																																																																																																																																																																																															
工種	場所	屋内露出	天井P S内	床下暗渠内	屋外露出	屋外埋設	備 考																																																																																																																																																																																								
給 水	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(16)	(15) :125A以上はVU																																																																																																																																																																																								
排水・通風	(22)	(13)	(13)	(13)	(22)	(15)																																																																																																																																																																																									
給 湯	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(17)																																																																																																																																																																																									
消 火	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(19)																																																																																																																																																																																									
ガ ス	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(21)																																																																																																																																																																																									
冷 媒	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	-																																																																																																																																																																																									
機器ドレン	(23)	(23)	(23)	(23)	(23)	(18)																																																																																																																																																																																									
冷 温 水	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	-																																																																																																																																																																																									
冷 却 水	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	-																																																																																																																																																																																									
4 配管付属品		<table><tr><th colspan="2">弁の使用区分</th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th></tr><tr><th>系統名</th><th>弁名称</th><th>寸法区分</th><th>規格</th><th colspan="13">耐 圧</th></tr><tr><td rowspan="2">給 水</td><td>ボール弁</td><td>5 0 A以下</td><td>青銅・管端防食</td><td colspan="13">・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K</td></tr><tr><td>バタフライ弁</td><td>6 5 A以上</td><td>ライニング</td><td colspan="13">・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K</td></tr><tr><td rowspan="2">給 湯</td><td>ボール弁</td><td>5 0 A以下</td><td>青銅・管端防食</td><td colspan="13">・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K</td></tr><tr><td>バタフライ弁</td><td>6 5 A以上</td><td>SUS</td><td colspan="13">・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K</td></tr><tr><td>冷 温 水</td><td>玉形弁</td><td>5 0 A以下</td><td>青銅・管端防食</td><td colspan="13">・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K</td></tr><tr><td>冷 却 水</td><td>バタフライ弁</td><td>6 5 A以上</td><td>ライニング</td><td colspan="13">・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K</td></tr></table> 設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。(2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]		弁の使用区分																系統名	弁名称	寸法区分	規格	耐 圧													給 水	ボール弁	5 0 A以下	青銅・管端防食	・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K													バタフライ弁	6 5 A以上	ライニング	・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K													給 湯	ボール弁	5 0 A以下	青銅・管端防食	・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K													バタフライ弁	6 5 A以上	SUS	・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K													冷 温 水	玉形弁	5 0 A以下	青銅・管端防食	・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K													冷 却 水	バタフライ弁	6 5 A以上	ライニング	・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K													17 塗装 18 はつり工事 19 非破壊検査 20 あと施工アンカー 21 パッケージ型空調機		亜鉛鍍金面の塗装下地は化学処理（エッチングプライマ）を施す。(2.3.2.1) [2.3.2.1] 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。[2.4.1.3] はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。施工場所を鉄筋探査器により探査し、鉄筋、配管類の位置に曇出しを行う。[2.4.1.1] 新當工事においては、原則としてあと施工アンカーは使用しない。[2.5.1.3] 使用する場合には、工事の着手に先立ち施工計画書を作成し、監督職員の承認を受ける。あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとする。 機器仕様 a) グリーン購入法関連基準適合品とし、各メーカーの最高効率機種とする。 b) 室外機仕様 ・ J R A耐重塩害仕様 ・ 耐塩害仕様 ・ 防振架台 ・ 転倒防止金物 ・ 高調波対策仕様 c) 室内機仕様 ・ ドレンアップメカ ・ 自動昇降パネル ・ 防鼠装置 ・ 振止め金物 ・ 工事仕様 a) ドレンアップメカにより排水する場合は、機器直近にて鳥居状に配管し、立下り部直上に掃除口を設ける。 b) 配管化錠カバーは、エンドキャップを使用しテープ巻きの範囲を最小限とし、ジャバラ部材は使用しない。 c) 配管化錠カバー・配管ラッキングは室外機の直近まで施す。 d) 室内機及び室外機への電源送りは電気設備工事とし、室外機間の渡り電気配線及び室外機－室内機間の電気配線（アース含む）は配管、配線共本工事とする。渡り配線で、冷暖配管と同ルートを施工する場所と同配管外装内に納める。 空調ダクト材料 ※ 亜鉛鉄板製 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管（V U） ・ ステンレス製 ・ 換気ダクト材料 ※ 亜鉛鉄板製 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管（V U） ・ ステンレス製 ・ 屋外フード ウェザーカバーはステンレス製・給排気形・水切り付きとし、バンドキャップはステンレス製・深型・水切り付きとする。 原則として、排気用には防鼠網、給気用には防虫網を設ける。 ・ 浄化槽の使用開始後概ね3ヶ月間の試運転調整を行う。浄化槽法による「保守点検及び清掃等」のほか下記の記事による。 a) 最低限の点検回数は、小型・放散分離方式は月に1回、流量調整槽のある場合は2週に1回とする。																																																				
弁の使用区分																																																																																																																																																																																															
系統名	弁名称	寸法区分	規格	耐 圧																																																																																																																																																																																											
給 水	ボール弁	5 0 A以下	青銅・管端防食	・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K																																																																																																																																																																																											
	バタフライ弁	6 5 A以上	ライニング	・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K																																																																																																																																																																																											
給 湯	ボール弁	5 0 A以下	青銅・管端防食	・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K																																																																																																																																																																																											
	バタフライ弁	6 5 A以上	SUS	・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K																																																																																																																																																																																											
冷 温 水	玉形弁	5 0 A以下	青銅・管端防食	・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K																																																																																																																																																																																											
冷 却 水	バタフライ弁	6 5 A以上	ライニング	・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K																																																																																																																																																																																											
5 スリーブ		国土交通省仕様とする。ただし、水密を要する部分は配管用ステンレス鋼管及び水膨張性ゴムリングを用いる。(2.2.2.27準拠)		22 ダクト及びダクト付属品 23 合併処理浄化槽		工 事 名 松田みどり改良住宅12～14号棟及び松田市営住宅1号棟下水道接続工事 図 面 名 特記仕様書（2） 更新日 2025.10.1		29 別途工事 30 支給品		設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。(2.2.1.2準拠) [2.2.1.1準拠]																																																																																																																																																																																					
⑥ 支持材料		※ 1階土間コンクリート下部配管は、ステンレス製吊りボルトにてスラブ筋に支持する。 ※ 屋外及びビット内配管の支持金物、形鋼係止め金物・吊り金物・インサート金物・アンカーボルトはステンレス製とする。 ※ 形鋼係止め支持部材の選定は、公共建築設備工事標準準則（機械設備工事編）に準ずるものとし、既製品は使用しない。 ※ 冷媒管の吊り用支持受け材として、断熱材被覆鋼管と吊り金物との間に保護プレートを設ける。 [給水装置工事施工要領準拠] [下水道排水設備指針と解説準拠]																																																																																																																																																																																													
7 さや管工法		さや管ヘッダー工法で施工する場合、さや管施工後に配管挿入を行い、同時施工としない。																																																																																																																																																																																													
⑧ 変位吸収配管施工		※ 建築物導入部及びエキスパンションジョイント部は、フレキシブルジョイント等を使用した方法で施工する。 ※ 埋設管の屋内外接続部では、地盤沈下等の変位に対して可とう継手・伸縮可とう継手を設ける等の措置を講じる。 設計図面に個別の記載がない場合は、伸縮継手、自在継手を使用してもよい。 ※ 埋設管と露出配管の切替部（配管立ち上がり部）に伸縮継手を設ける。 [給水装置工事施工要領準拠] [下水道排水設備指針と解説準拠]																																																																																																																																																																																													
9 フランジ接合		※ 屋外及びビット内のフランジ接合材は、ステンレス製とし焼付防止処理を施す。 ※ 異種管のフランジ接合は、絶縁スリーブ、絶縁ワッシャー等による絶縁フランジ接合とする。																																																																																																																																																																																													
10 融着接合		ポリエチレン管融着接合作業における技能者は、十分な経験と技能を有するものとする。																																																																																																																																																																																													

高知市 都市建設部 公共建築課	工 事 名 松田みどり改良住宅12～14号棟及び松田市営住宅1号棟下水道接続工事 図 面 名 特記仕様書（2） 更新日 2025.10.1	係 水関 係 長 戸田 課長補佐 中村 課 長 鈴木 図 面 番 号 M-02
	作 図 年 月 日	

工事場所：松田みどり改良住宅12～14号棟・松田市営住宅1号棟



付近見取図 no scale

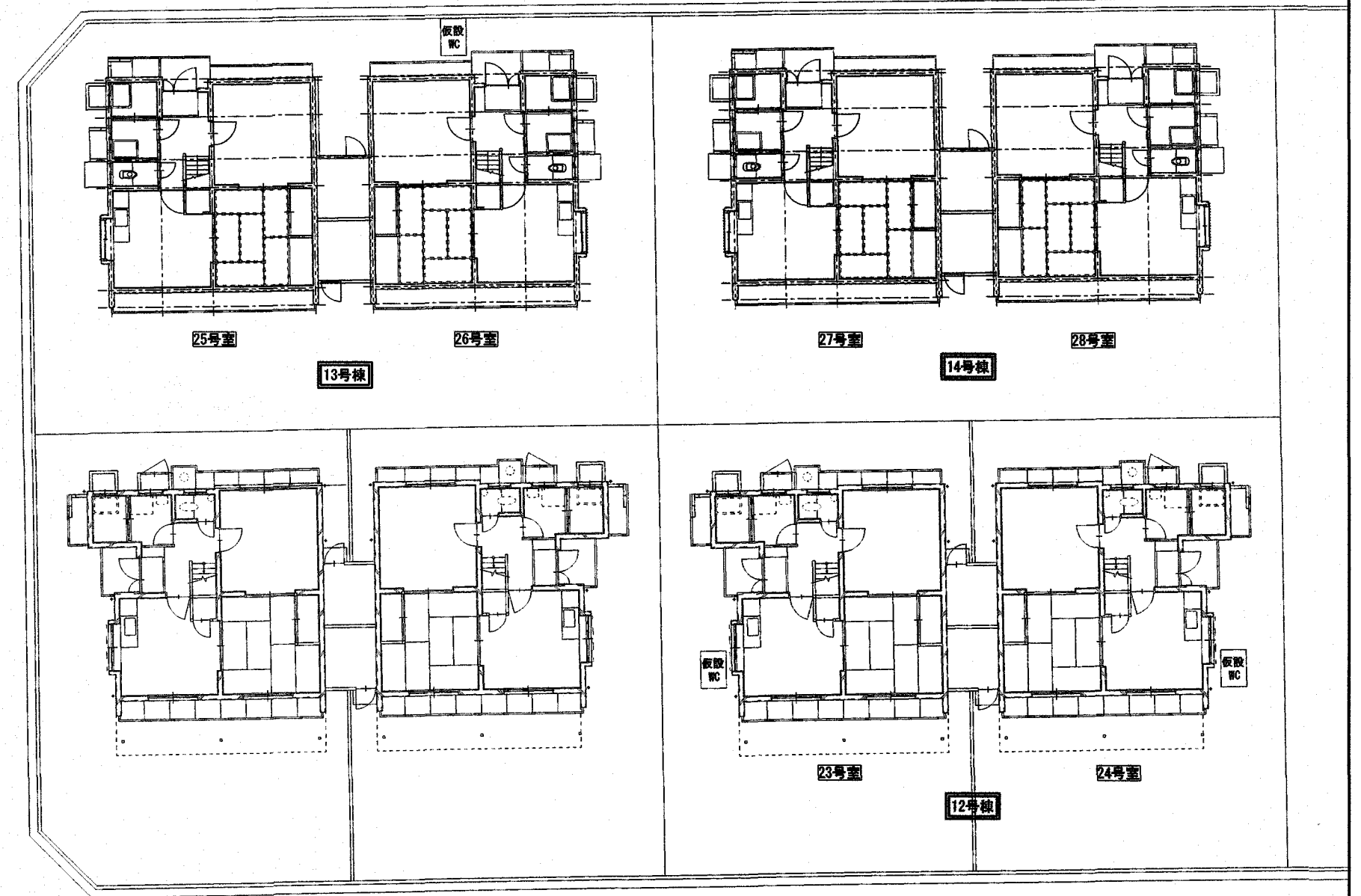
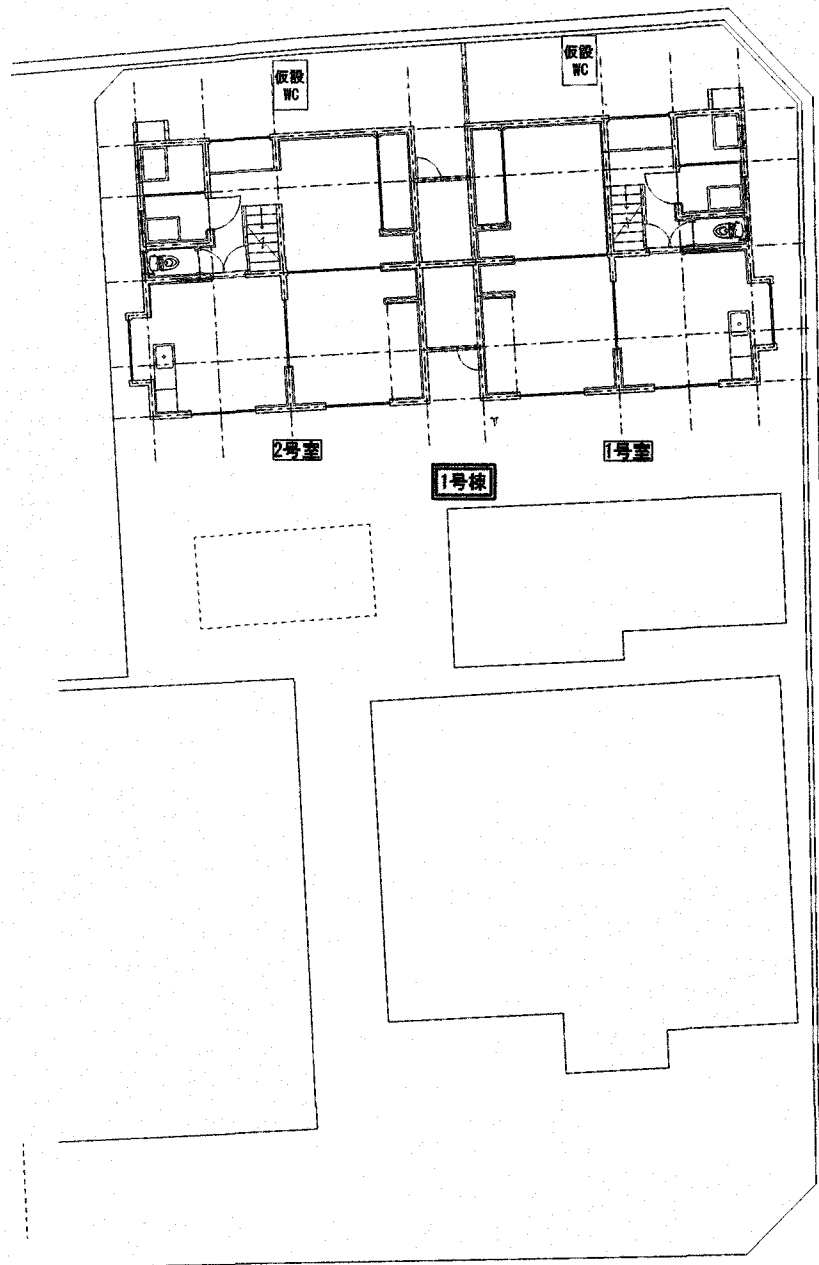
工事概要

- 高知市下水道施設の供用に伴い、下水道への直接放流切替のすべての工事を行うものとする。
- 下水道切替工事に伴う現況設備の撤去処分及び新設する配管等の工事のすべてを行う。
- 汲み取り和式便器の洋式水洗化。1号棟を除く
- 既存無臭トイレ汲み取り槽及び合併処理浄化槽について、既存し尿の汲み取り、清掃、消毒は本工事で行うこと。
- 工事車両の駐車場等については、施設管理者と協議をすること。
- 既存の排水樹配管・給水管・ガス管等の位置を予め調査し、万一損傷した場合の対処方法について、確認した上で掘削を行うこと。
入居者には、断水等が生じる場合や、掘削撤去時に生じると推測される不測（給水・排水・ガス等の損傷）については、作業前にお知らせすること。
（対応については、高知市上下水道局、プロパンガス納入業者と事前協議等を行うこと）
- 排水樹の高さ、配管ルートについては、事前に現地測量を十分に行い、監督職員と協議をして決定すること。
- 施工計画を立て、具体的な施工時期（断水等含む）については入居者と調整したうえで決定し、事前に文書にて通知すること。
- トイレ改修中は、各戸に入居者用として仮設トイレを設置すること（リース返却時のし尿汲み取りは本工事で行う）。（配置図特記参照）
- 工事車両の通行の際には入居者及び近隣住民等の安全に十分配慮すると共に、土等により道路を著しく汚すことのないよう注意すること。

凡例

→ ←	キャップ及びフラ止
--- (口線) ---	既設配管（薄線）を示す（ ）表示口径は既設を示す
——	新設配管（濃線）を示す
—★—	既設配管に接続
////	撤去配管を示す（立上配管共）
●	駄目穴砂外補修
□	量水器を示す
△	流水方向を示す
◎	埋設板を示す
■	撤去箇所を示す
▨	コンクリートカー・はつり・復旧箇所を示す。（差筋70×10鉄筋@200×333共）
▩	コンクリートカー・はつり・復旧箇所を示す。（鉄筋無・車載不可）

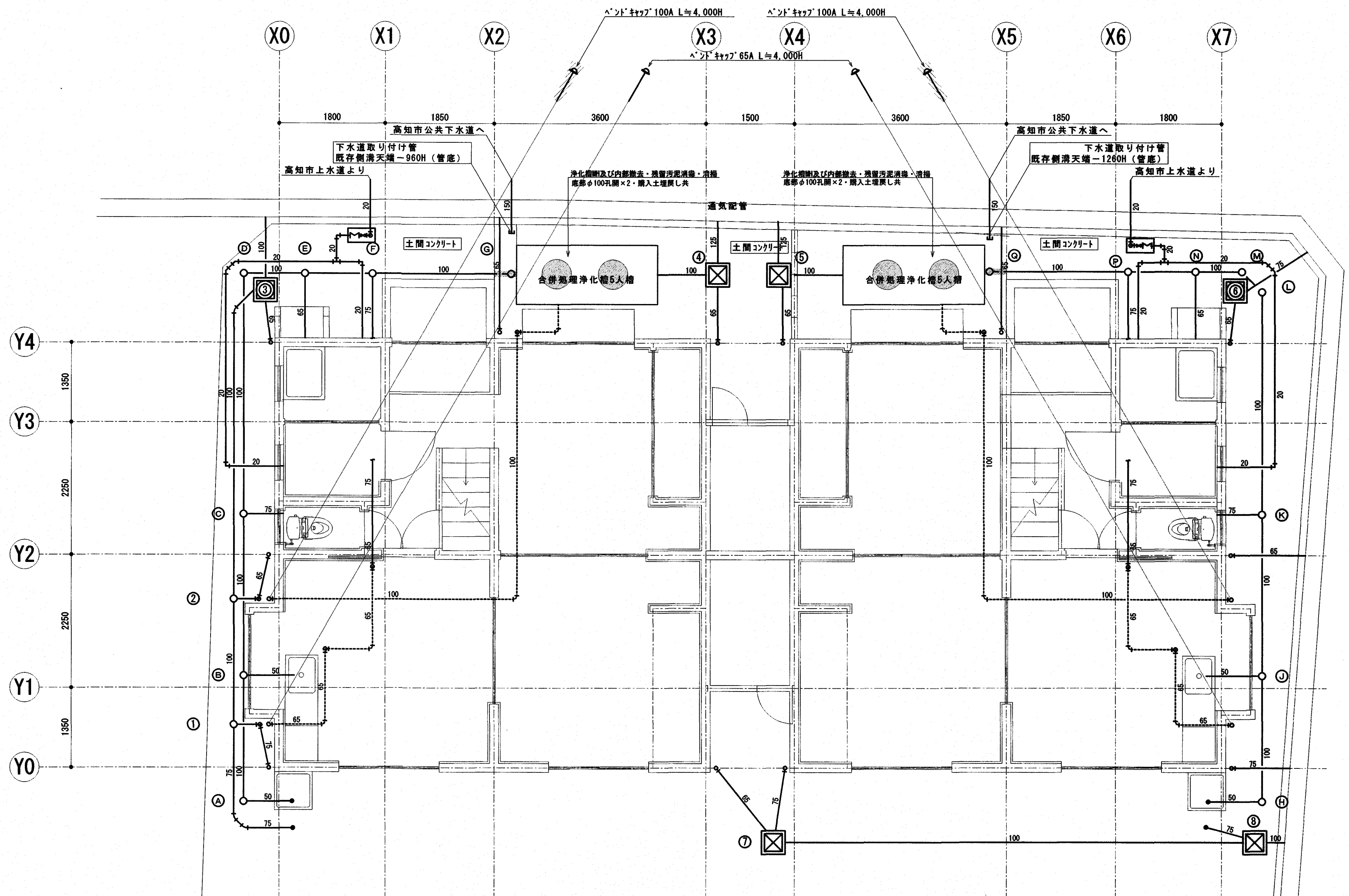
※新設汚水配管は下水引き込み管より敷設し、順次切替を行うこと。
（トイレ工事以外）



図中 仮設トイレ改修中は、各戸に仮設トイレ1台（洋便簡易水洗、電池式自動点滅照明付）を設置すること。
設置位置については管理者、入居者と事前に協議を行うこと。

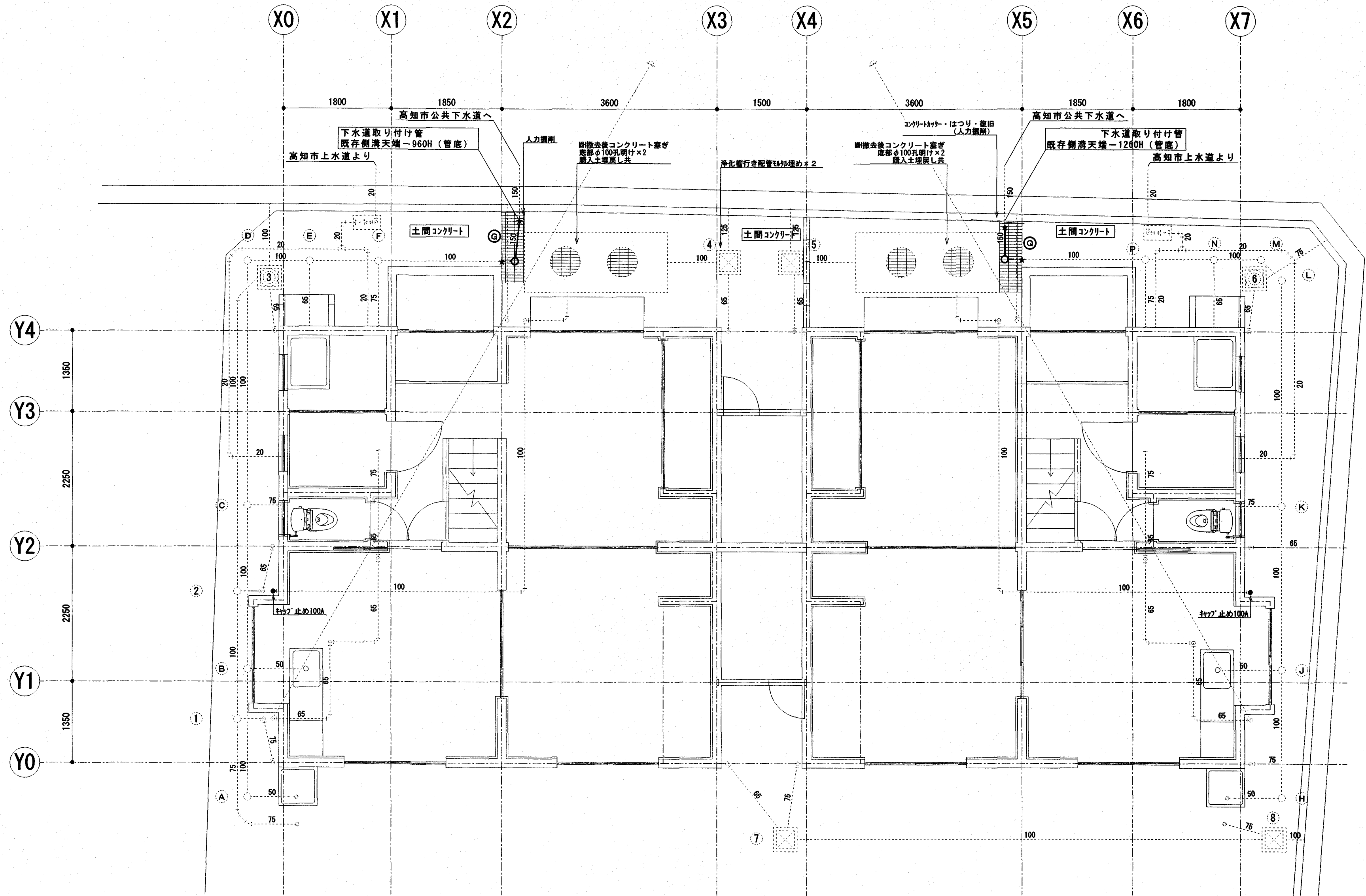
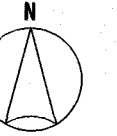
配置図 S=1/100

 SINKO					PROJECT		TITLE			SCALE		
					松田みどり改良住宅12～14号棟及び松田市営住宅1号棟下水道接続工事		付近見取図・配置図・凡例・工事概要			1/100		
					株式会社新晃総合コンサルタント		高知県登録	一級建築士登録第198402号	作図	宇賀龍介	NO.	M — O 3
					高知市朝倉横町1-32 TEL (088) 855-7877 FAX (088) 855-7878		第893号	北島 敬次				



1号棟 (1号室・2号室) 平面図 (現況・撤去図) S=1/50

					PROJECT	TITLE		SCALE	
					松田みどり改良住宅12~14号棟及び松田市営住宅1号棟下水道接続工事	1号棟平面詳細図 (現況・撤去図)		1/50	
					株式会社新晃総合コンサルタント	高知県登録 一般建築士登録第198402号	作図	宇賀龍介	NO. M 04
					高知市朝倉横町1-32 TEL(088)855-7877 FAX(088)855-7878	第893号 北島 敬次			

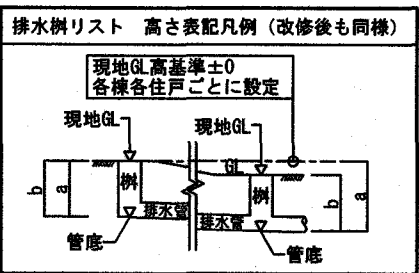


1号棟 (1号室・2号室) 平面図 (改修図) S=1/50

 SINKO					PROJECT		TITLE		SCALE			
					松田みどり改良住宅12~14号棟及び松田市営住宅1号棟下水道接続工事		1号棟平面詳細図 (改修図)		1/50			
					株式会社新晃総合コンサルタント		高知県登録	一級建築士登録第198402号	作図	字賀龍介	NO.	M — O 5
					高知市朝倉横町1-32 TEL (088) 855-7877 FAX (088) 855-7878		第893号	北島 敬次				

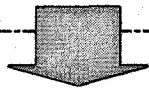
既存雨水樹リスト ※残置・撤去内容等は備考欄参照

記号	規 格		現地GL高	±0基準3㌿	現地GL3㌿	蓋	備 考
	タイプ	樹 径	±0基準	管底深さ(a)	管底深さ(b)		
①	ビニル樹会所	150φ	±0	-320	-320		残置
②	ビニル樹会所	150φ	±0	-340	-340		残置
③	既製コンクリート樹	300φ	±0	-390	-390	CBS-300φ	残置
④	既製コンクリート樹	300φ	±0	-470	-470	SF-300φ	残置
⑤	既製コンクリート樹	300φ	±0	-470	-470	SF-300φ	残置
⑥	既製コンクリート樹	300φ	±0	-370	-370	CBS-300φ	残置
⑦	既製コンクリート樹	300φ	±0	-300	-300	SF-300φ	残置
⑧	既製コンクリート樹	300φ	±0	-360	-360	SF-300φ	残置



汚水排水樹リスト 樹脂蓋名称は「おすい」

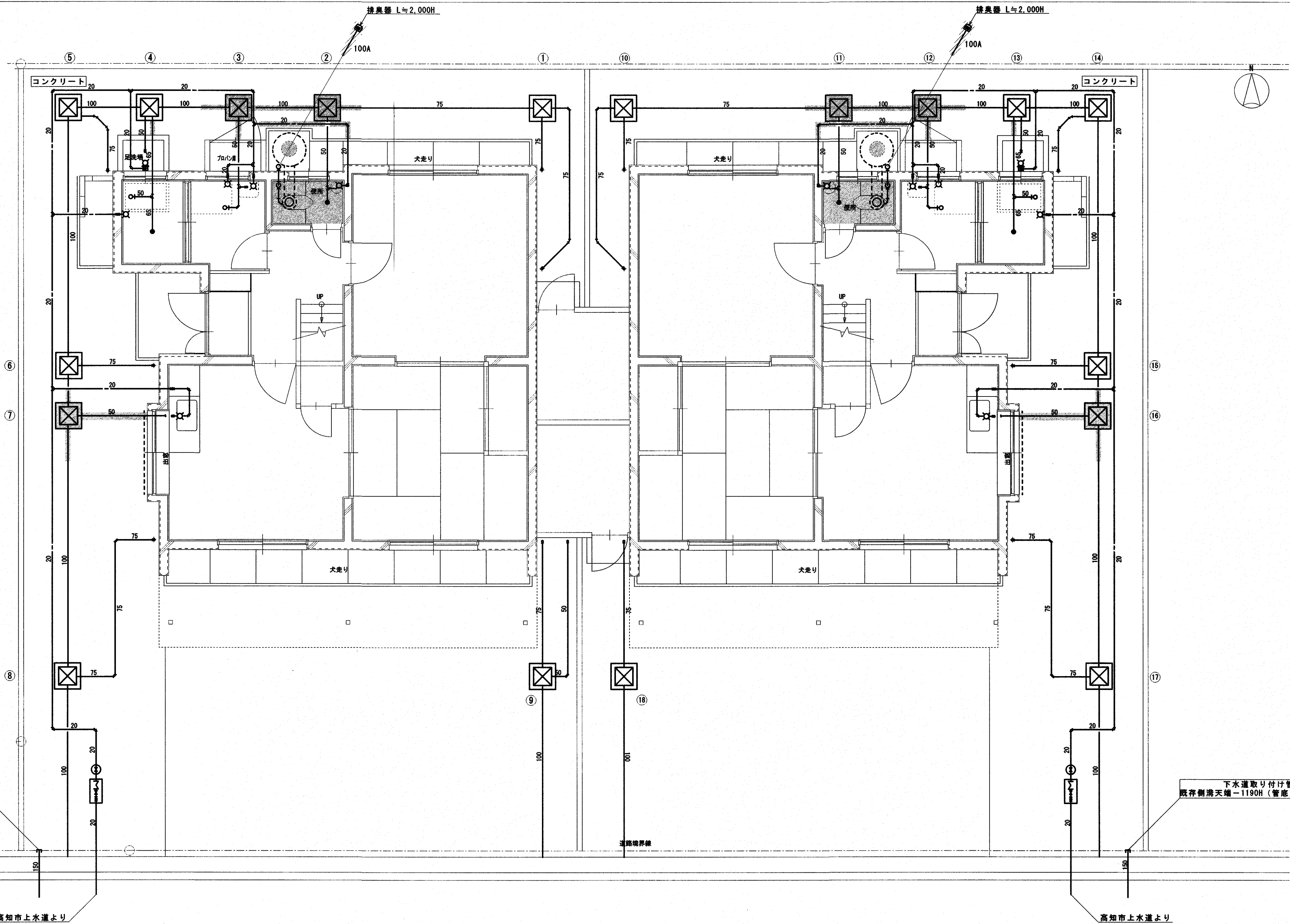
記号	規 格			現地GL高	±0基準3㌿	現地GL3㌿	蓋	備 考
	タイプ	本管径	樹 径	±0基準	管底深さ(a)	管底深さ(b)		
Ⓐ	ビニル樹	90L	100	±0	-200	-200	樹脂蓋150φ(タンアッパ')	残置
Ⓑ	ビニル樹	90Y	100	±0	-220	-220	樹脂蓋150φ(タンアッパ')	残置
Ⓒ	ビニル樹	90Y	100	±0	-250	-250	樹脂蓋150φ(タンアッパ')	残置
Ⓓ	ビニル樹	90L	100	±0	-290	-290	樹脂蓋150φ(タンアッパ')	残置
Ⓔ	ビニル樹	UT	100(T75)	±0	-300	-300	樹脂蓋150φ(タンアッパ')	残置
Ⓕ	ビニル樹	90Y	100	±0	-320	-320	樹脂蓋150φ(タンアッパ')	残置
Ⓖ	ビニル樹	ST	100	±0	-350	-350	樹脂蓋150φ(タンアッパ')	撤去
Ⓗ	ビニル樹	90L	100	±0	-200	-200	樹脂蓋150φ(タンアッパ')	残置
Ⓙ	ビニル樹	90Y	100	±0	-230	-230	樹脂蓋150φ(タンアッパ')	残置
Ⓚ	ビニル樹	90Y	100	±0	-260	-260	樹脂蓋150φ(タンアッパ')	残置
Ⓛ	ビニル樹	45L	100	±0	-290	-290	樹脂蓋150φ(タンアッパ')	残置
Ⓜ	ビニル樹	45L	100	±0	-300	-300	樹脂蓋150φ(タンアッパ')	残置
Ⓝ	ビニル樹	UT	100(T75)	±0	-310	-310	樹脂蓋150φ(タンアッパ')	残置
Ⓟ	ビニル樹	90Y	100	±0	-320	-320	樹脂蓋150φ(タンアッパ')	残置
Ⓢ	ビニル樹	ST	100	±0	-350	-350	樹脂蓋150φ(タンアッパ')	撤去



汚水排水樹リスト 樹脂蓋名称は「おすい」

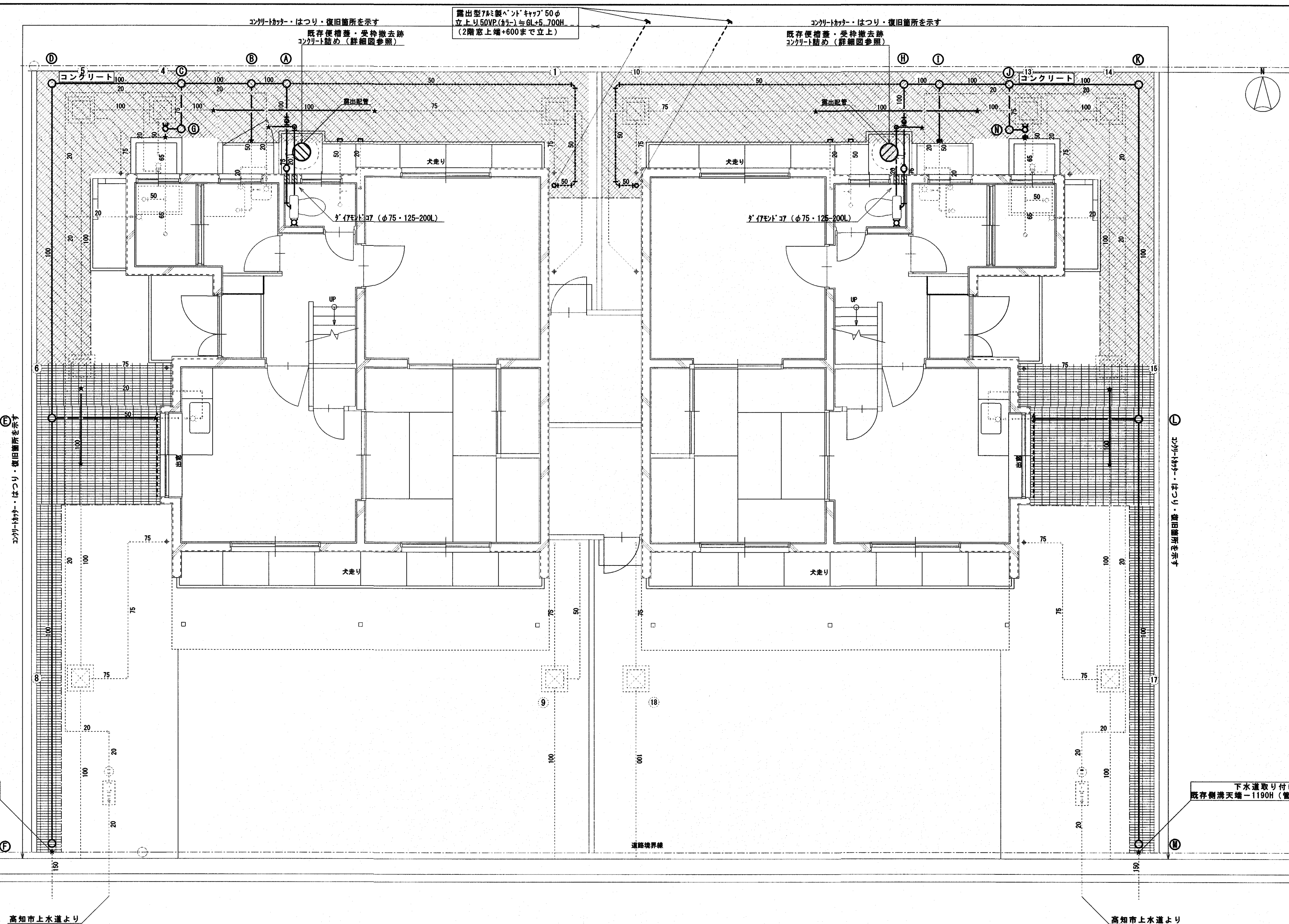
記号	規 格			現地GL高	±0基準3㌿	現地GL3㌿	蓋	備 考
	タイプ	本管径	樹 径	±0基準	管底深さ(a)	管底深さ(b)		
Ⓖ	ビニル樹	DRS	150(×100)	±0	-350(-940)	-350(-940)	樹脂蓋200φ(タンアッパ')	
Ⓢ	ビニル樹	DRS	150(×100)	±0	-350(-1250)	-350(-1250)	樹脂蓋200φ(タンアッパ')	

※ビニル樹接続時にはアッパ'・VP-VU偏心ソケット、防護蓋には防臭止水蓋要す。排水管勾配は本管1/100以上とする。



12号棟 (23号室・24号室) 平面図 (現況・撤去図) S=1/50

					PROJECT		TITLE		SCALE	
					松田みどり改良住宅12~14号棟及び松田市営住宅1号棟下水道接続工事		12号棟平面詳細図 (現況・撤去図)		1/50	
	株式会社新晃総合コンサルタント				高知県登録 第893号	一級建築士登録第198402号 北島 敬次	作図	宇賀龍介	NO.	M 07
	高知市朝倉横町1-32 TEL (088) 855-7877 FAX (088) 855-7878									



高知市上水道より

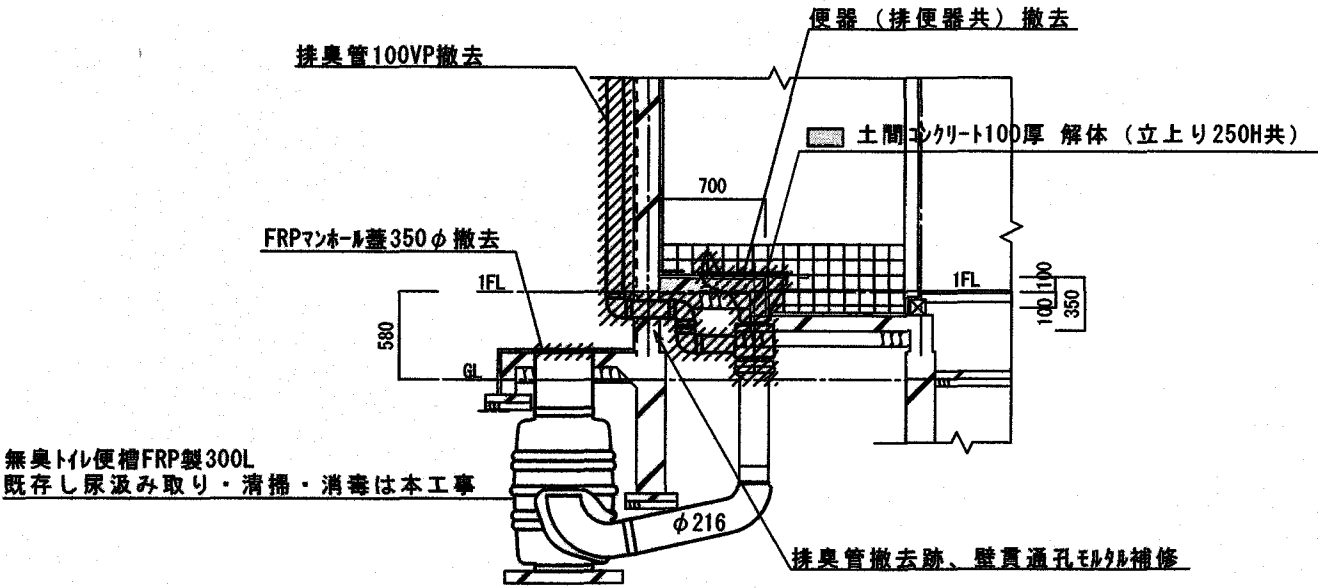
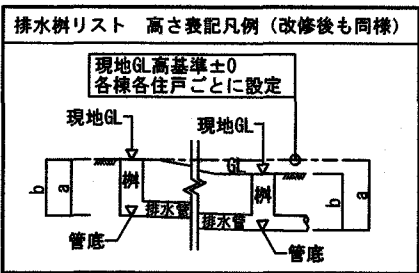
高知市上水道より

12号棟(23号室・24号室)平面図(改修図) S=1/50

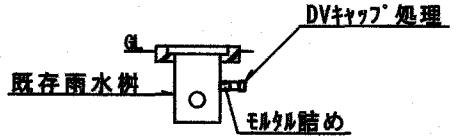
 SINKO		係	係 長	課 長 補 佐	課 長	PROJECT		TITLE		SCALE		
						松田みどり改良住宅12～14号棟及び松田市営住宅1号棟下水道接続工事		12号棟平面詳細図（改修図）		1/50		
	株式会社新晃総合コンサルタント					高知県登録	一級建築士登録第198402号	作図	宇賀龍介	NO.	M — 08	
	高知市朝倉横町1-32 TEL (088) 855-7877 FAX (088) 855-7878					第893号	北島 敬次					

既存雨水（雑排水）排水樹リスト ※残置・撤去内容等は備考欄参照

記号	規 格		現地GL高 ±0基準	±0基準30 管底深さ(a)	現地GL30 管底深さ(b)	蓋	備 考
	タイプ	樹 径					
①	ビニル樹会所(コンクリ550口巻)	300φ	±0	-120	-120	MHB-350φ	残置
②	ビニル樹会所(コンクリ550口巻)	300φ	±0	-165	-165	MHB-350φ	撤去
③	ビニル樹会所(コンクリ550口巻)	300φ	±0	-173	-173	MHB-350φ	撤去
④	ビニル樹会所(コンクリ550口巻)	300φ	±0	-190	-190	MHB-350φ	残置
⑤	ビニル樹会所(コンクリ550口巻)	300φ	±0	-210	-210	MHB-350φ	残置
⑥	ビニル樹会所(コンクリ550口巻)	300φ	±0	-260	-260	MHB-350φ	残置
⑦	ビニル樹会所(コンクリ550口巻)	300φ	±0	-270	-270	MHB-350φ	撤去
⑧	ビニル樹会所(コンクリ550口巻)	300φ	±0	-310	-310	MHB-350φ	残置
⑨	ビニル樹会所(コンクリ550口巻)	300φ	±0	-120	-120	MHB-350φ	残置
⑩	ビニル樹会所(コンクリ550口巻)	300φ	±0	-120	-120	MHB-350φ	残置
⑪	ビニル樹会所(コンクリ550口巻)	300φ	±0	-165	-165	MHB-350φ	撤去
⑫	ビニル樹会所(コンクリ550口巻)	300φ	±0	-173	-173	MHB-350φ	撤去
⑬	ビニル樹会所(コンクリ550口巻)	300φ	±0	-190	-190	MHB-350φ	残置
⑭	ビニル樹会所(コンクリ550口巻)	300φ	±0	-210	-210	MHB-350φ	残置
⑮	ビニル樹会所(コンクリ550口巻)	300φ	±0	-260	-260	MHB-350φ	残置
⑯	ビニル樹会所(コンクリ550口巻)	300φ	±0	-270	-270	MHB-350φ	撤去
⑰	ビニル樹会所(コンクリ550口巻)	300φ	±0	-310	-310	MHB-350φ	残置
⑱	ビニル樹会所(コンクリ550口巻)	300φ	±0	-120	-120	MHB-350φ	残置



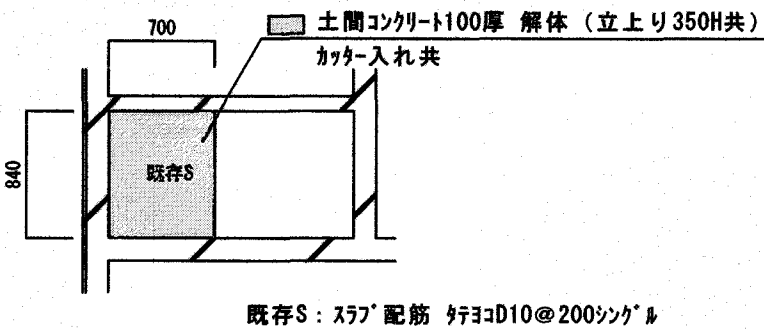
便所改修前(撤去)断面詳細図 S=1/50



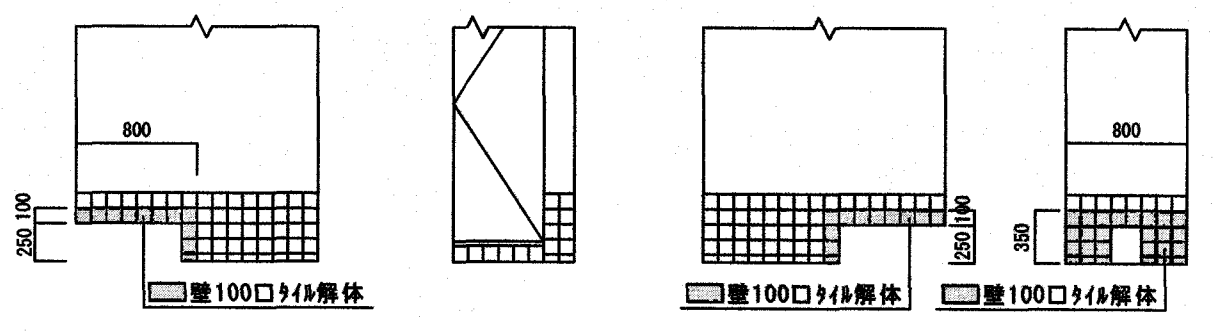
既存雨水樹不要配管処置要領図 S=1/50

既存衛生器具リスト ※浴室・洗面所機器は残置とする。

室 名	名 称	品 番	個 数		備 考
			23号室	24号室	
便所	非水洗面用便器	C-117	1	1	撤去 (排便器品、排臭気(ヒュー)共)
	紙巻器	TS-116	1	1	撤去 (壁ヒュー・ヒュー処理)
	手すり	TS-110P1, 横手すり	2	2	撤去
	手洗器	L-60N, T-200	1	1	撤去 (排水口が壁の上、穴をヒュー・ヒュー処理)
	床排水金物	T-5A-40	1	1	撤去 (目皿・ヒュー撤去後、50VPヒューにて蓋)
	機型自在水栓	T-31-13	1	1	残置
台所・食堂	流し排水トラップ	D-14A-40(BLM-40A)	1	1	残置



便所スラブ撤去詳細図 S=1/50



便所タイル撤去詳細図 S=1/50

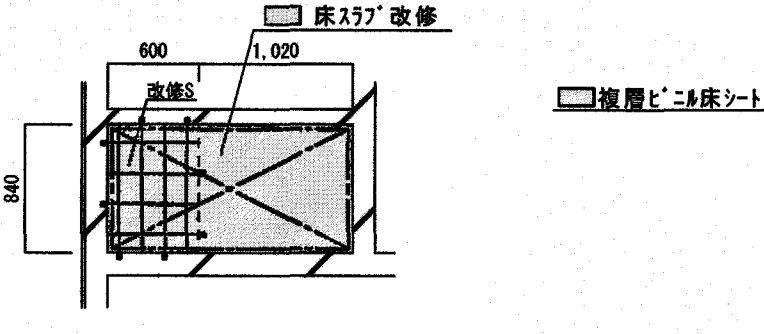
汚水排水樹リスト 樹脂蓋名称は「おすい」

記号	規 格			現地GL高 ±0基準	±0基準30 管底深さ(a)	現地GL30 管底深さ(b)	蓋	備 考
	タイプ	本管径	樹 径					
(A)	ビニル樹	90Y	100	150	±0	-430	-430	樹脂蓋150φ(ﾀｰﾝｱｯﾌﾟ)
(B)	ビニル樹	90Y	100	150	±0	-450	-450	樹脂蓋150φ(ﾀｰﾝｱｯﾌﾟ)
(C)	ビニル樹	90Y	100	150	±0	-470	-470	樹脂蓋150φ(ﾀｰﾝｱｯﾌﾟ)
(D)	ビニル樹	90L	100	150	±0	-500	-500	樹脂蓋150φ(ﾀｰﾝｱｯﾌﾟ)
(E)	ビニル樹	90Y	100	150	±0	-570	-570	樹脂蓋150φ(ﾀｰﾝｱｯﾌﾟ)
(F)	ビニル樹	DRS	150(×100)	200	±0	-630(-1100)	-630(-1100)	防護ﾊｯﾄ200φ (T-8)
(G)	ビニル樹	UT	100(T75)	150	±0	-440	-440	樹脂蓋150φ(ﾀｰﾝｱｯﾌﾟ)
(H)	ビニル樹	90Y	100	150	±0	-430	-430	樹脂蓋150φ(ﾀｰﾝｱｯﾌﾟ)
(I)	ビニル樹	90Y	100	150	±0	-450	-450	樹脂蓋150φ(ﾀｰﾝｱｯﾌﾟ)
(J)	ビニル樹	90Y	100	150	±0	-470	-470	樹脂蓋150φ(ﾀｰﾝｱｯﾌﾟ)
(K)	ビニル樹	90L	100	150	±0	-500	-500	樹脂蓋150φ(ﾀｰﾝｱｯﾌﾟ)
(L)	ビニル樹	90Y	100	150	±0	-570	-570	樹脂蓋150φ(ﾀｰﾝｱｯﾌﾟ)
(M)	ビニル樹	DRS	150(×100)	200	±0	-630(-1190)	-630(-1190)	防護ﾊｯﾄ200φ (T-8)
(N)	ビニル樹	UT	100(T75)	150	±0	-440	-440	樹脂蓋150φ(ﾀｰﾝｱｯﾌﾟ)

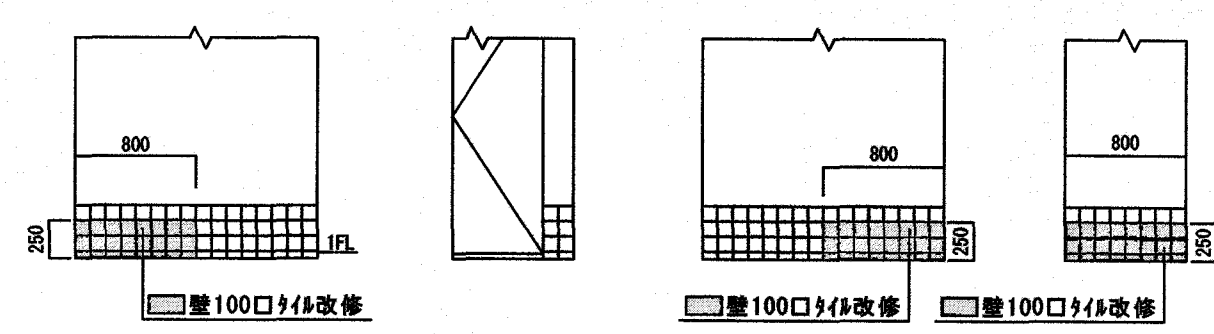
※ビニル樹接続時には「タンツツ」・VP-VU備心ワット、防護蓋には防臭止水蓋要す。排水管勾配は本管1/100以上、枝管1/50以上とする。

衛生器具リスト

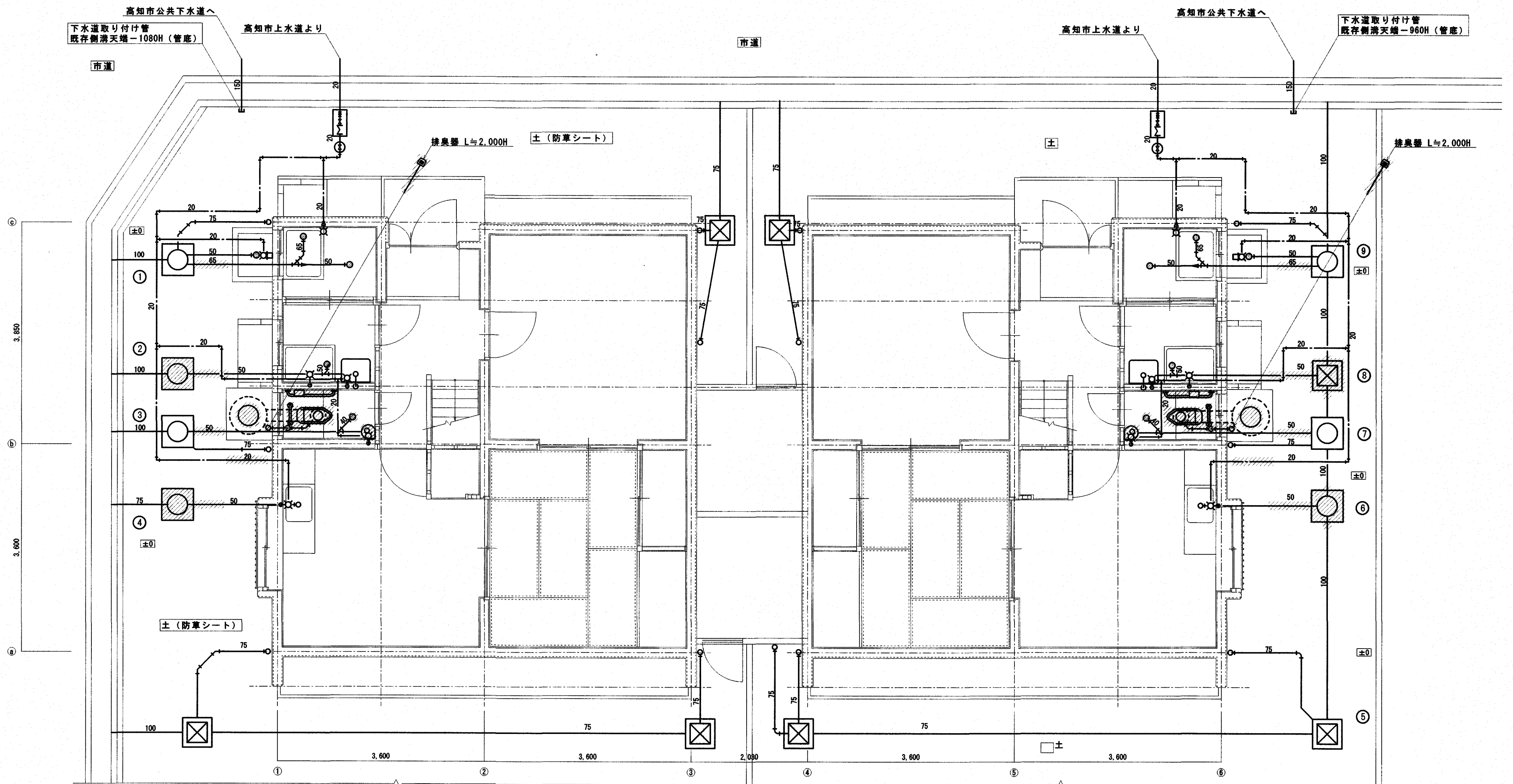
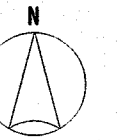
室 名	名 称	品 番	個 数		備 考
			23号室	24号室	
便所	洋風便器(壁排水)	TOTO CS232BP, SH233BA, TC301, YTK180S	1	1	
	手洗い付ロタンク	LIXIL BC-Z30P, DT-Z380, CF-49AT, CF-11P			
	紙巻器	TOTO YH51R, 固定金具共	1	1	
	手すり	TOTO TS134GLCY8S(600×800H), 固定金具共	1	1	
	給水管「ラ」	TOTO T1286	1	1	
		LIXIL LF-7T			
台所・食堂	流し排水金物(本体残置)	BLM-40A用「ラ」付バスケット	-	-	



便所スラブ改修詳細図 S=1/50

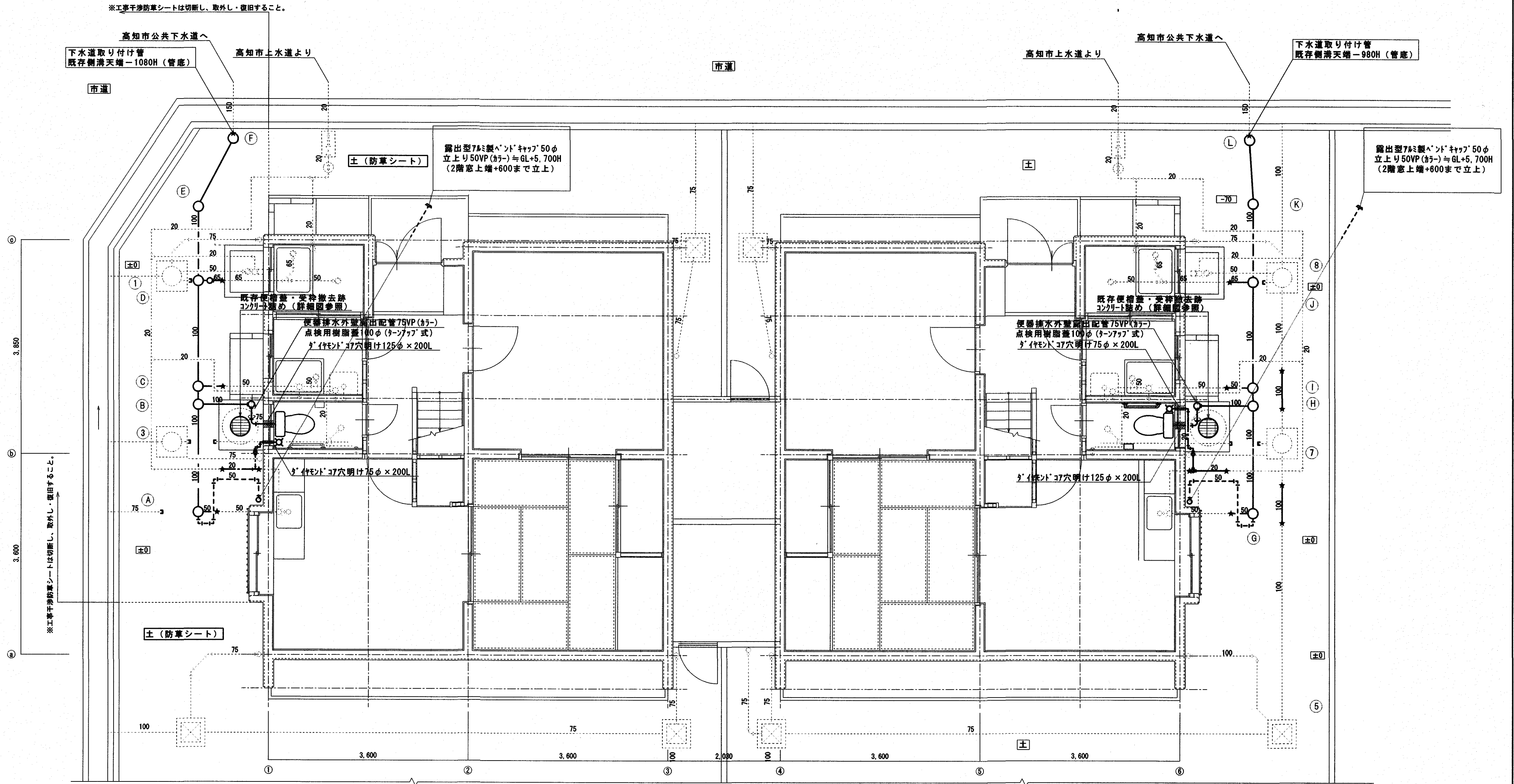
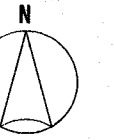


便所床・壁仕上改修詳細図 S=1/50



13号棟 (25号室・26号室) 平面図 (現況・撤去図) S=1/50

					保	係長	課長補佐	課長	PROJECT	TITLE		SCALE	
									松田みどり改良住宅12~14号棟及び松田市営住宅1号棟下水道接続工事	13号棟平面詳細図 (現況・撤去図)		1/50	
									株式会社新晃総合コンサルタント	高知県登録 一級建築士登録第198402号	作図	宇賀龍介	NO. M 10
									高知市朝倉橋町1-32 TEL (088) 855-7877 FAX (088) 855-7878	第893号 北島 敬次			



13号棟 (25号室・26号室) 平面図 (改修後) S=1/50

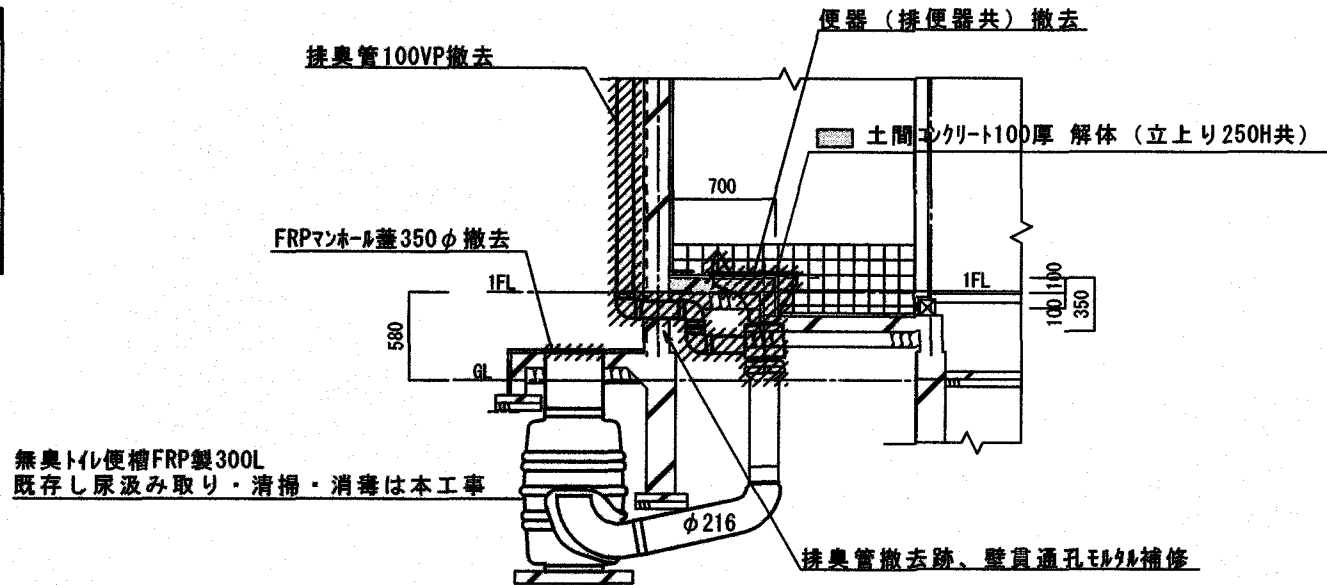
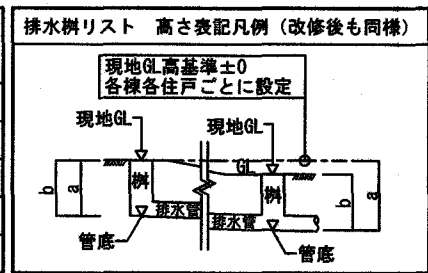
					係	係 長	課長補佐	課 長	PROJECT		TITLE		SCALE			
									松田みどり改良住宅12～14号棟及び松田市営住宅1号棟下水道接続工事		13号棟平面詳細図（改修図）		1/50			
									株式会社新晃総合コンサルタント		高知県登録 一般建築士登録第198402号		作図	宇賀龍介	NO.	M 1 1
									高知市朝倉橋町1-32 TEL (088) 855-7877 FAX (088) 855-7878		第893号 北島 敬次					

既存雨水（雑排水）排水樹リスト ※残量・撤去内容等は備考欄参照

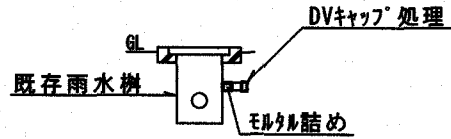
記号	規格		現地GL高 ±0基準	現地GL高 ±0基準	現地GL高 ±0基準	蓋	備考
	タイプ	樹径					
①	ビニル樹会所(コナリ550口巻)	300φ	±0	-200	-200	MHB-350φ	残量
②	ビニル樹会所(コナリ550口巻)	300φ	±0	-200	-200	MHB-350φ	撤去
③	ビニル樹会所(コナリ550口巻)	300φ	±0	-200	-200	MHB-350φ	残量
④	ビニル樹会所(コナリ550口巻)	300φ	±0	-200	-200	MHB-350φ	撤去
⑤	既製コンクリート樹	350口	±0	-220	-220	既製コンクリート蓋-350口	残量
⑥	ビニル樹会所(コナリ550口巻)	300φ	±0	-290	-290	MHB-350φ	撤去
⑦	ビニル樹会所(コナリ550口巻)	300φ	±0	-300	-300	MHB-350φ	残量
⑧	ビニル樹会所(コナリ550口巻)	300φ	±0	-310	-310	レナゲ 詰め蓋-550口	撤去
⑨	ビニル樹会所(コナリ550口巻)	300φ	±0	-320	-320	MHB-350φ	残量

既存衛生器具リスト ※残量・撤去内容等は備考欄参照

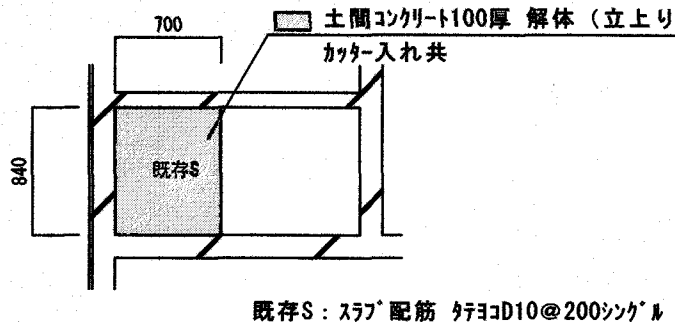
室名	名称	品番	個数		備考
			25号室	26号室	
便所	非水洗両用便器	C-117	1	1	撤去（排便部品、排臭気（レナゲ）共）
	紙巻器	TS-116	1	1	撤去（壁にスベコキグ処理）
	手すり	TS-110P1、横手すり	2	2	撤去
	手洗器	L-60N、T-200	1	1	撤去（排水パイプの上部に穴を開け、排水パイプに接続）
	床排水金物	T-5A-40	1	1	撤去（排水パイプの上部に穴を開け、排水パイプに接続）
	横型自在水栓	T-31-13	1	1	残量
台所・食堂	流し排水トラップ	D-14A-40 (BLM-40A)	1	1	残量



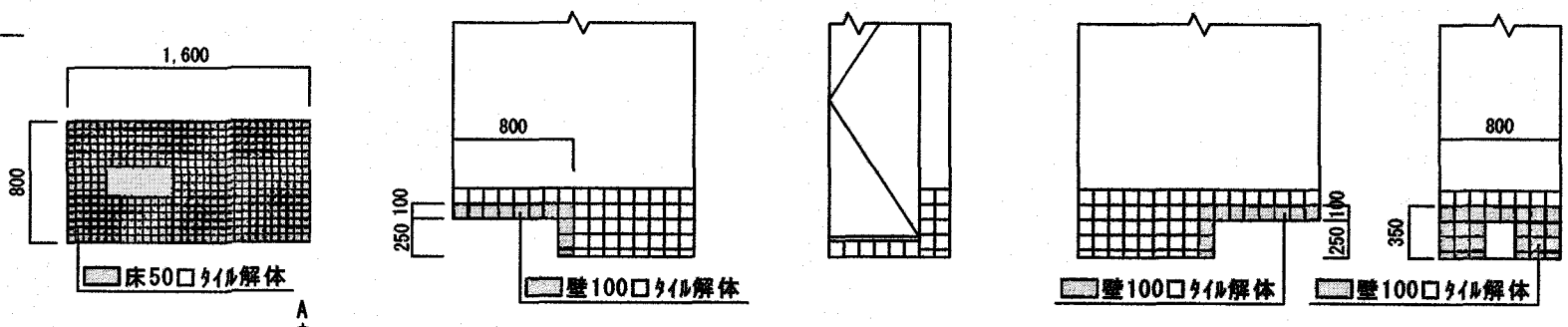
便所改修前（撤去）断面詳細図 S=1/50



既存雨水樹不要配管処置要領図 S=1/50



便所スラブ撤去詳細図 S=1/50



便所タイル撤去詳細図 S=1/50

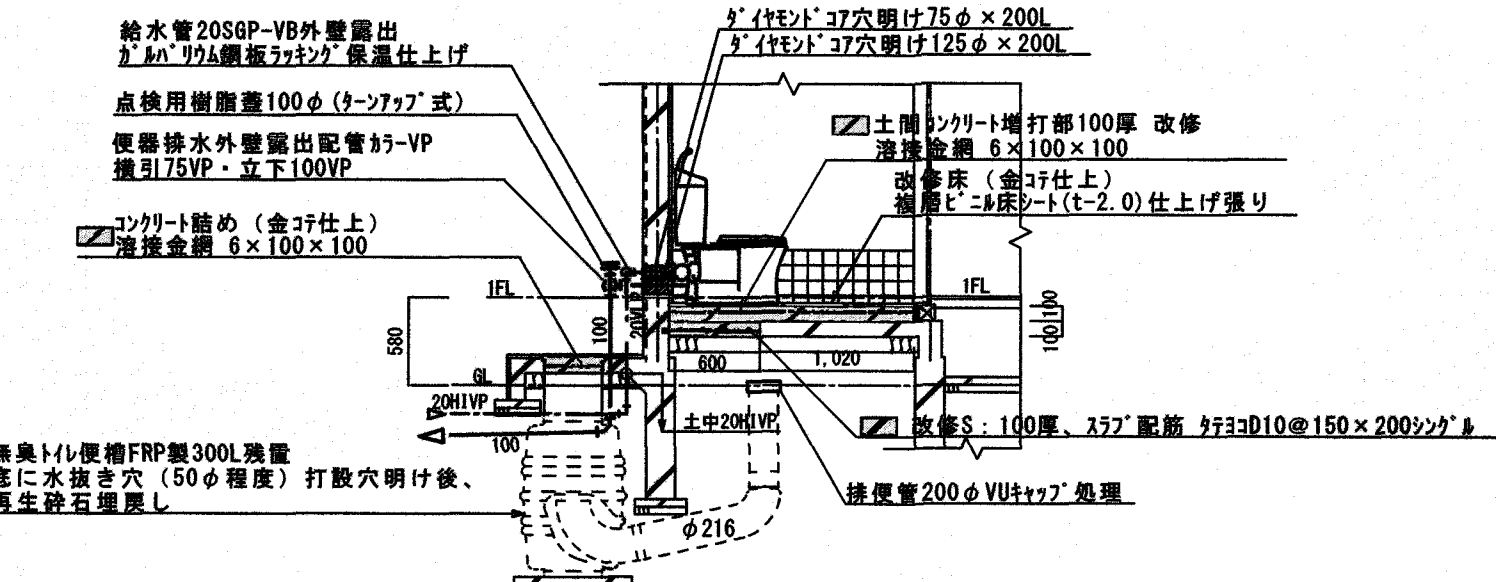
汚水排水樹リスト 樹脂蓋名称は「おすい」

記号	規格		現地GL高 ±0基準	現地GL高 ±0基準	現地GL高 ±0基準	蓋	備考
	タイプ	本管径					
A	ビニル樹	90Y	100	150	±0	-430	樹脂蓋150φ (ターフツ)
B	ビニル樹	90Y	100	150	±0	-440	樹脂蓋150φ (ターフツ)
C	ビニル樹	90Y	100	150	±0	-460	樹脂蓋150φ (ターフツ)
D	ビニル樹	UT	100 (T75)	150	±0	-490	樹脂蓋150φ (ターフツ)
E	ビニル樹	45L	100	150	±0	-510	樹脂蓋150φ (ターフツ)
F	ビニル樹	DRS	150 (×100)	200	±0	-530 (-1080)	樹脂蓋200φ (ターフツ)
G	ビニル樹	90Y	100	150	±0	-430	樹脂蓋150φ (ターフツ)
H	ビニル樹	90Y	100	150	±0	-440	樹脂蓋150φ (ターフツ)
I	ビニル樹	90Y	100	150	±0	-460	樹脂蓋150φ (ターフツ)
J	ビニル樹	UT	100 (T75)	150	±0	-480	樹脂蓋150φ (ターフツ)
K	ビニル樹	ST	100	150	±0	-500	樹脂蓋150φ (ターフツ)
L	ビニル樹	DRS	150 (×100)	200	±0	-520 (-980)	樹脂蓋200φ (ターフツ)

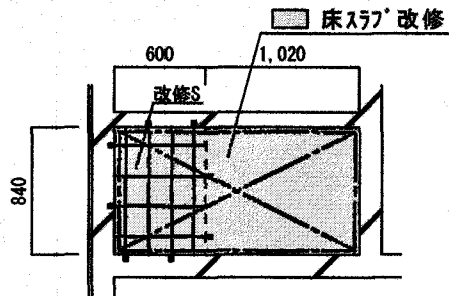
※ビニル樹接続時には「ターフツ」・VP-VU編心ソケット、防護蓋には防臭止水蓋要す。排水管勾配は本管1/100以上、枝管1/50以上とする。

衛生器具リスト

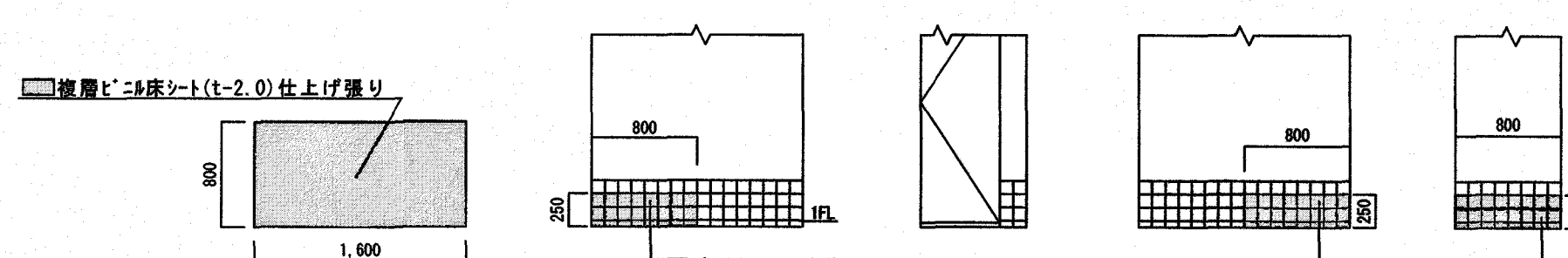
室名	名称	品番	個数		備考
			25号室	26号室	
便所	洋風便器（壁排水）	TOTO CS232BP, SH233BA, TC301, YTK180S	1	1	
	手洗い付ロタンク	LIXIL BC-Z30P, DT-Z380, CF-49AT, CF-11P			
	紙巻器	TOTO YH51R, 固定金具共	1	1	
		LIXIL CF-AA23D, AY-21W-3個			
	手すり	TOTO TS134GLCY8S (600×800H), 固定金具共	1	1	
		LIXIL NK-520 (600×800H), AY84-8個			
台所・食堂	給水管「ラ」	TOTO T1286	1	1	
		LIXIL LF-7T			
台所・食堂	流し排水金物	BLM-40A用トラップ付バスケット	-	-	
	（本体残量）				



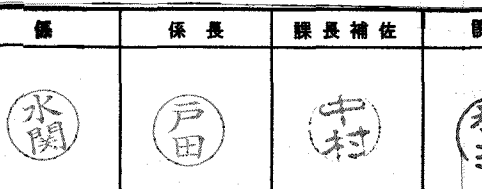
便所改修後断面詳細図 S=1/50



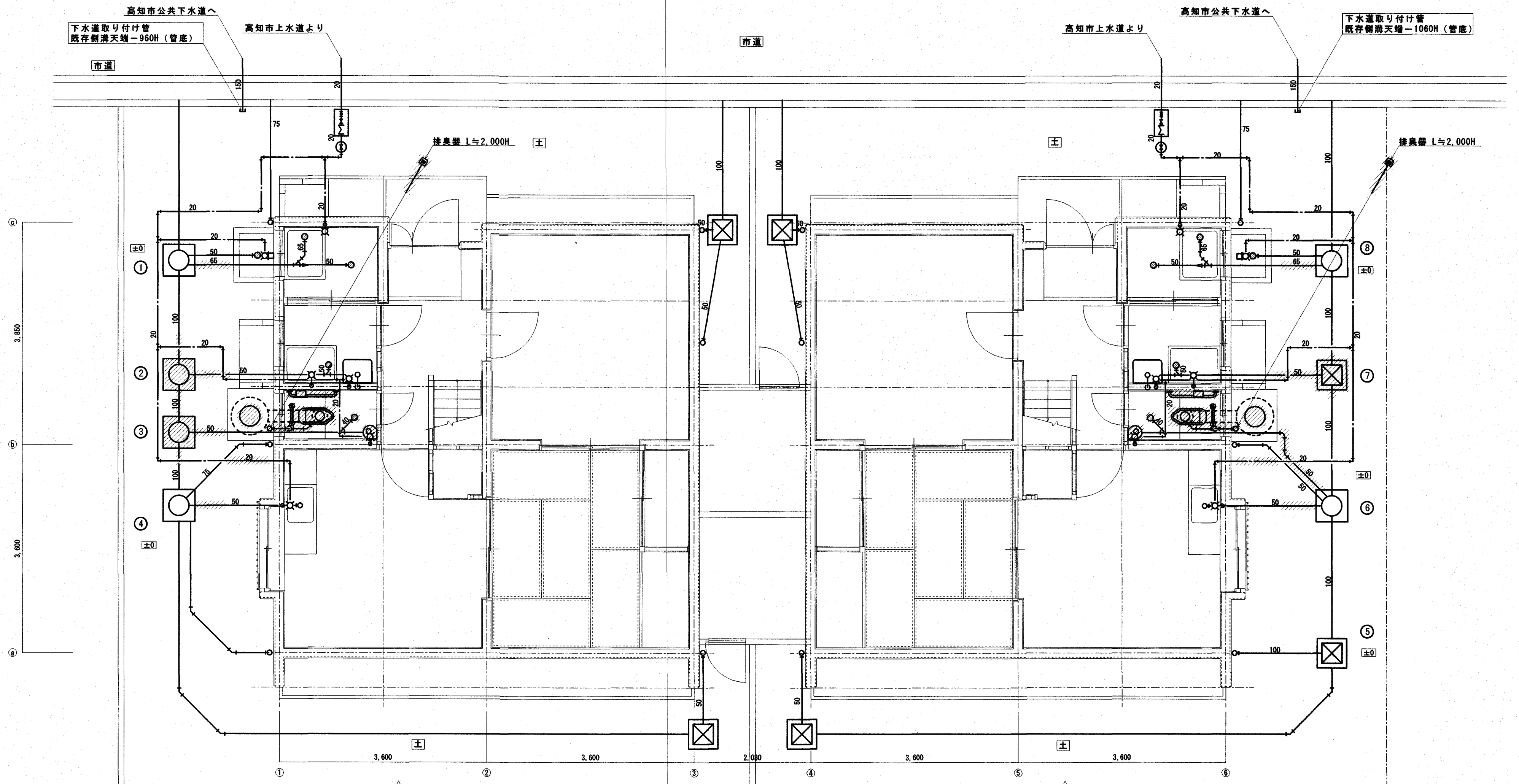
便所スラブ改修詳細図 S=1/50



便所床・壁仕上改修詳細図 S=1/50

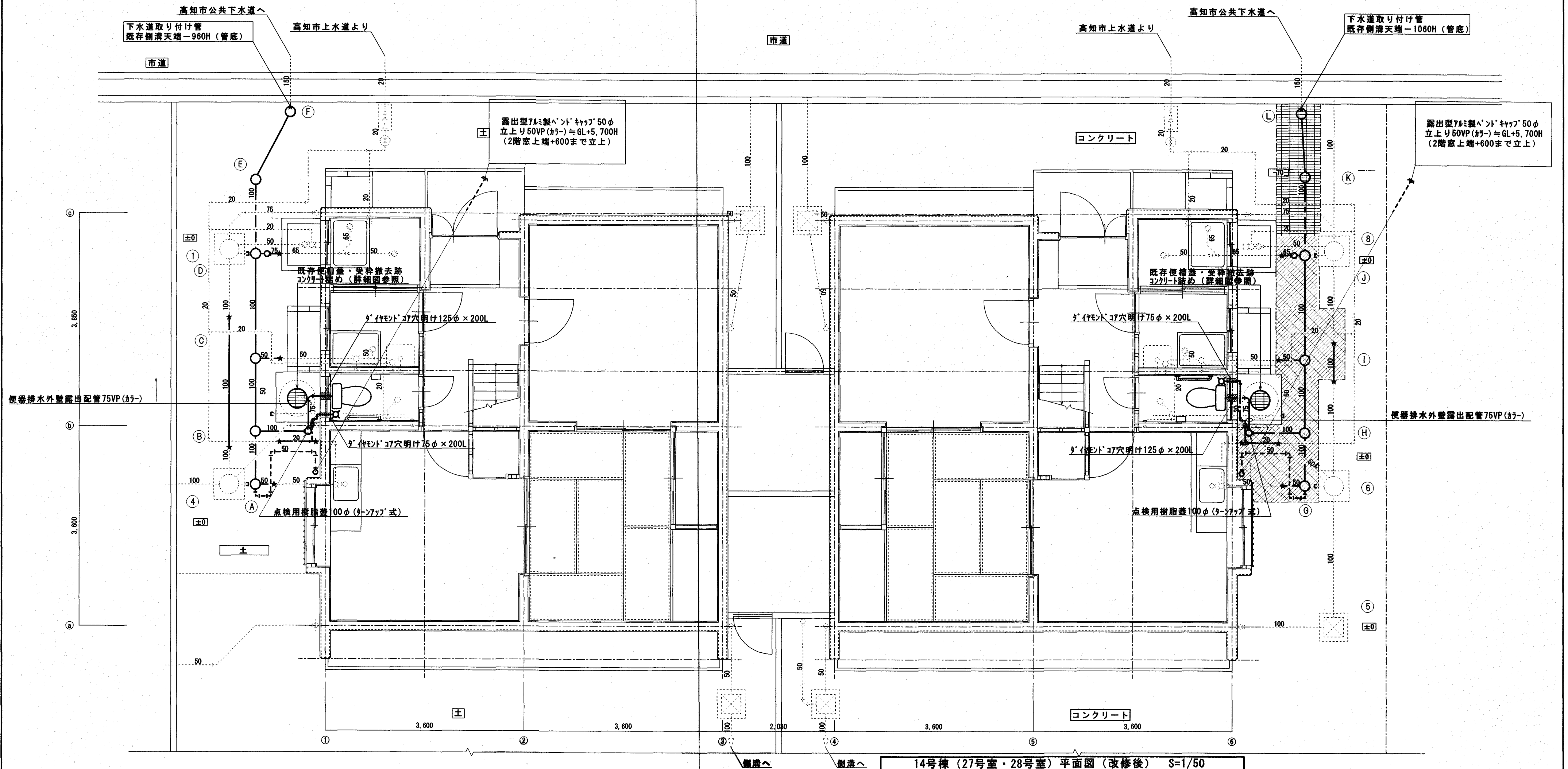
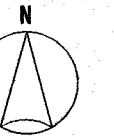


PROJECT		TITLE		SCALE	
松田みどり改良住宅12～14号棟及び松田市営住宅1号棟下水道接続工事		13号棟改修詳細図（現況・撤去・改修図）		1/50	
株式会社新晃総合コンサルタント		高知県登録 一般建築士登録第198402号		No. M 1 2	
高知市朝倉町1-32 TEL (088) 855-7877 FAX (088) 855-7878		第893号 北島 敬次			



14号棟 (27号室・28号室) 平面図 (現況・撤去図) S=1/50

					PROJECT	TITLE		SCALE	
					松田みどり改良住宅12~14号棟及び松田市営住宅1号棟下水道接続工事	14号棟平面詳細図 (現況・撤去図)		1/50	
					株式会社新晃総合コンサルタント	高知県登録 一般建築士登録第198402号	作図	宇賀龍介	NO.
					高知市朝倉横町1-32 TEL (088) 855-7877 FAX (088) 855-7878	第893号 北島 敬次			M 1 3

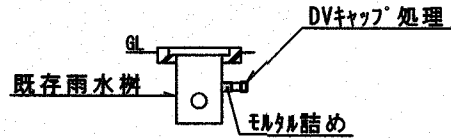


14号棟 (27号室・28号室) 平面図 (改修後) S=1/50

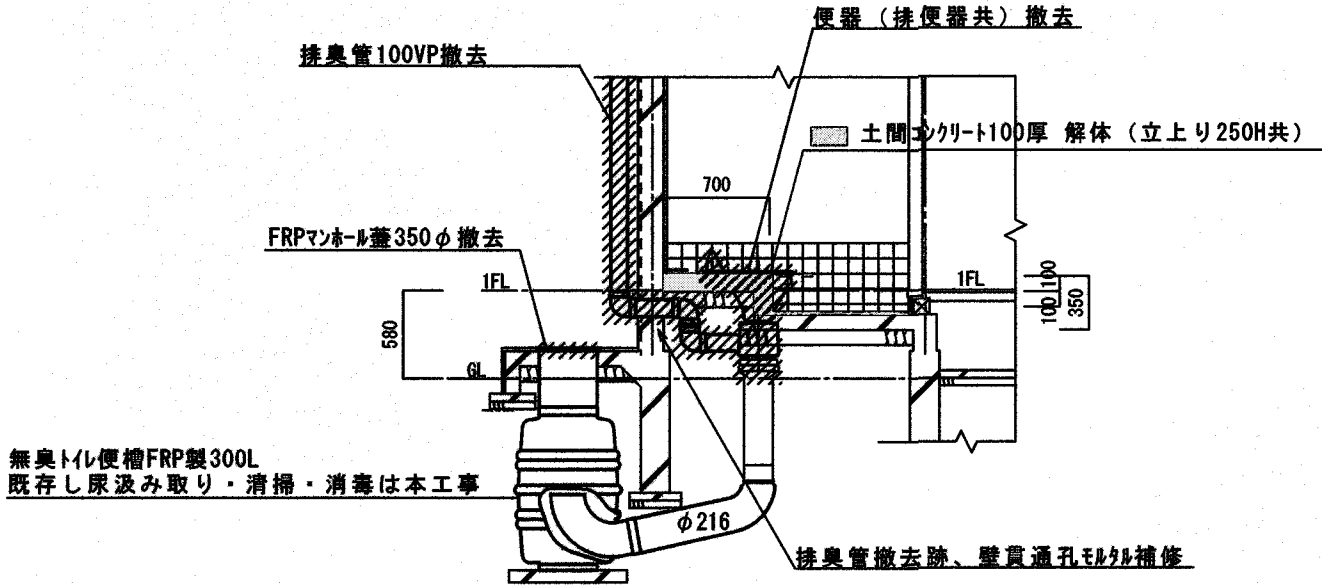
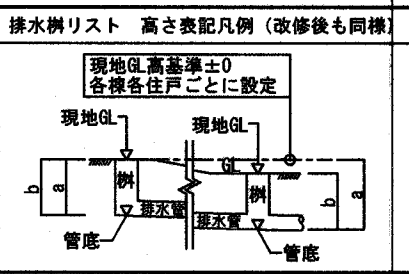
 SINKO						PROJECT		TITLE		SCALE			
						松田みどり改良住宅12～14号棟及び松田市営住宅1号棟下水道接続工事		14号棟平面詳細図（改修図）		1/50			
						株式会社新晃総合コンサルタント		高知県登録 一級建築士登録第198402号		作図	字賀龍介	NO.	M 14
						高知市朝倉橋町1-32 TEL (088) 855-7877 FAX (088) 855-7878		第893号 北島 敬次					

既存雨水（雑排水）排水樹リスト ※残置・撤去内容等は備考欄参照						
記号	規 格			現地GL高 ±0基準	現地GL高 管底深さ(a)	現地GL高 管底深さ(b)
	タイプ	本管径	樹 径			
①	ビニル樹（コナリ550口巻）	300φ	150	±0	-280	-280
②	ビニル樹（コナリ550口巻）	300φ	150	±0	-300	-300
③	ビニル樹（コナリ550口巻）	300φ	150	±0	-310	-310
④	ビニル樹（コナリ550口巻）	300φ	150	±0	-320	-320
⑤	既製コンクリート樹	350φ	150	±0	-220	-220
⑥	ビニル樹（コナリ550口巻）	300φ	150	±0	-240	-240
⑦	ビニル樹（コナリ550口巻）	300φ	150	±0	-280	-280
⑧	ビニル樹（コナリ550口巻）	300φ	150	±0	-310	-310

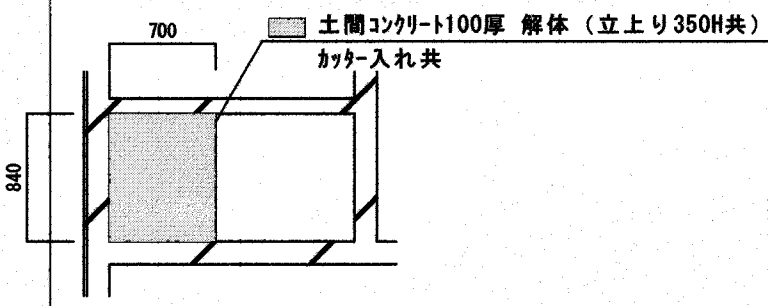
既存衛生器具リスト ※残置・撤去内容等は備考欄参照						
室 名	名 称	品 番	個数		備 考	
			27号室	28号室		
便所	非水洗両用便器	C-117	1	1	撤去（排便部品、排臭気（ヒュー）共）	
	紙巻器	TS-116	1	1	撤去（壁ビス穴コキング処理）	
	手すり	TS-110P1、横手すり	2	2	撤去	
	手洗器	L-60N、T-200	1	1	撤去（排水口が詰り、穴直し、50VP付）	
	床排水金物	T-5A-40	1	1	撤去（自由・50VP撤去後、50VP付に交換）	
	機型自在水栓	T-31-13	1	1	残置	
台所・食堂	流し排水トラップ	D-14A-40(BLM-40A)	1	1	残置	



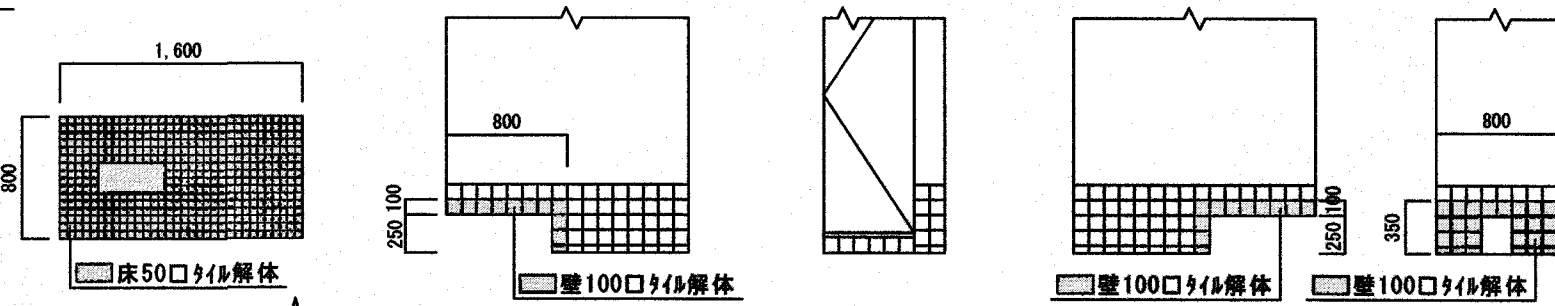
既存雨水樹不要配管処置要領図 S=1/50



便所改修前（撤去）断面詳細図 S=1/50



便所スラブ撤去詳細図 S=1/50

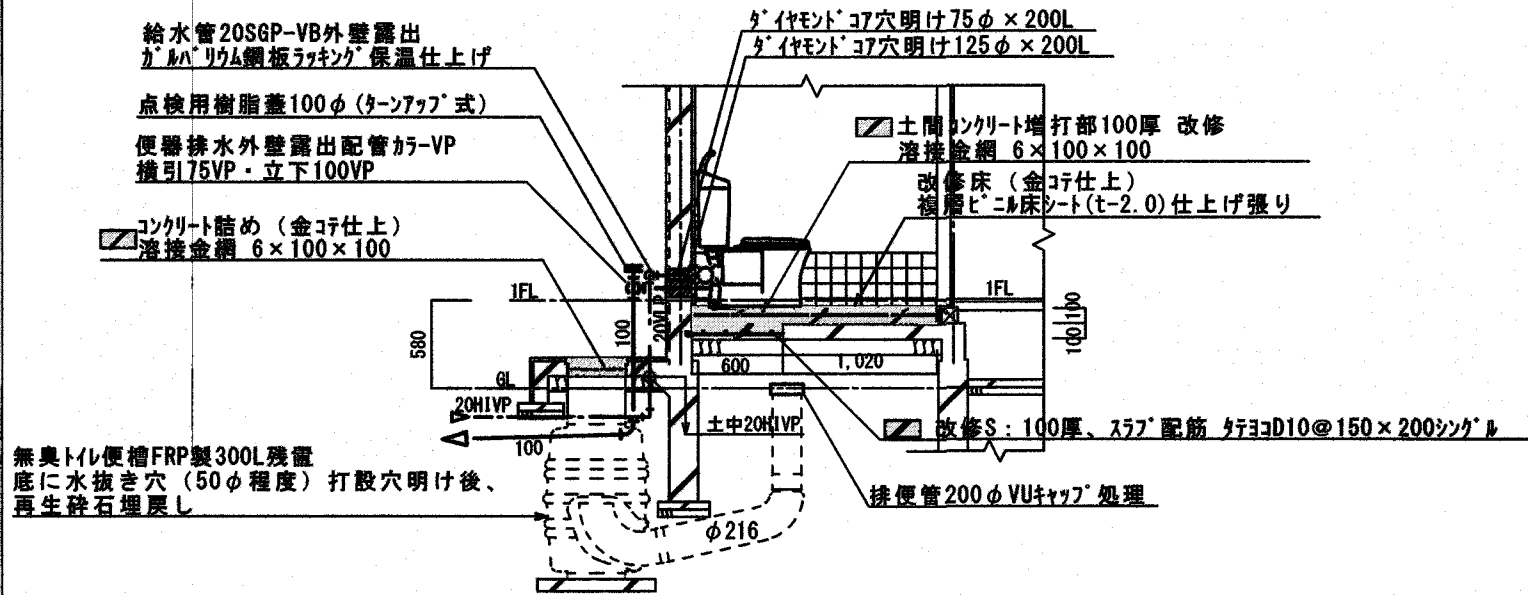


便所タイル撤去詳細図 S=1/50

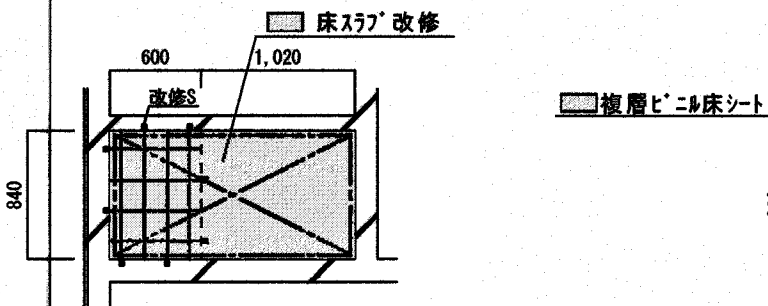
汚水排水樹リスト 樹脂蓋名称は「おすい」						
記号	規 格			現地GL高 ±0基準	現地GL高 管底深さ(a)	現地GL高 管底深さ(b)
	タイプ	本管径	樹 径			
①	ビニル樹	90Y	100	±0	-430	-430
②	ビニル樹	90Y	100	±0	-440	-440
③	ビニル樹	90Y	100	±0	-460	-460
④	ビニル樹	UT	100(T75)	±0	-490	-490
⑤	ビニル樹	45L	100	±0	-510	-510
⑥	ビニル樹	DRS	150(×100)	±0	-530(-960)	-530(-960)
⑦	ビニル樹	90Y	100	±0	-430	-430
⑧	ビニル樹	90Y	100	±0	-440	-440
⑨	ビニル樹	90Y	100	±0	-460	-460
⑩	ビニル樹	UT	100(T75)	±0	-480	-480
⑪	ビニル樹	ST	100	±0	-500	-500
⑫	ビニル樹	DRS	150(×100)	±0	-520(-1060)	-520(-1060)

※ビニル樹接続時には「おすい」・VP-VU個心リット、防護蓋には防臭止水蓋要す。排水管勾配は本管1/100以上、枝管1/50以上とする。

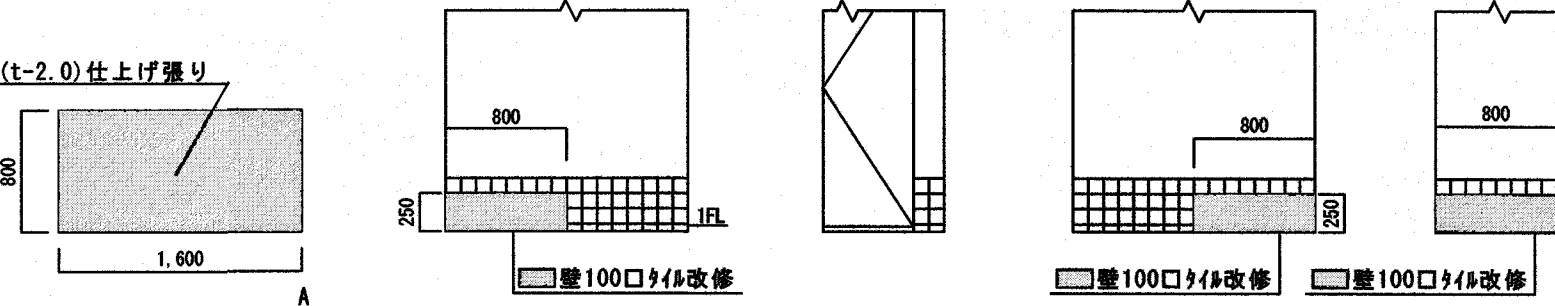
衛生器具リスト						
室 名	名 称	品 番	個数		備 考	
			27号室	28号室		
便所	洋風便器（壁排水）	TOTO CS232BP, SH233BA, TC301, YTK180S	1	1		
	手洗い付ローソク	LIXIL BC-Z30P, DT-Z380, CF-49AT, CF-11P				
	紙巻器	TOTO YH51R, 固定金具共	1	1		
		LIXIL CF-AA23D, AY-21W-3個				
	手すり	TOTO TS1346LCY8S(600×800H), 固定金具共	1	1		
		LIXIL NKF-520(600×800H), AY84-8個				
台所・食堂	給水管「ラ」	TOTO T1286	1	1		
		LIXIL LF-7T				
台所・食堂	流し排水金物（本体残置）	BLM-40A用トラップ付バスケット	-	-		



便所改修後断面詳細図 S=1/50



便所スラブ改修詳細図 S=1/50



便所床・壁仕上改修詳細図 S=1/50

 SINKO		保	保 長	課 長 補 佐	課 長	PROJECT		TITLE		SCALE		
						松田みどり改良住宅12～14号棟及び松田市営住宅1号棟下水道接続工事		14号棟改修詳細図（現況・撤去・改修図）		1/50		
	株式会社新晃総合コンサルタント					高知県登録	一級建築士登録第198402号	作図	宇賀龍介	NO.	M — 15	
	高知市朝倉横町1-32 TEL (088) 855-7877 FAX (088) 855-7878					第893号	北島 敬次					